

# **北海道東北地方知事会の 提言等について**

平成29年8月

北海道東北地方知事会



# 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高橋 はるみ

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増拓也

宮城県知事 村井嘉浩

秋田県知事 佐竹敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

新潟県知事 米山 隆一



# 目 次

## 【定期提言】

1. 地方創生の積極的な推進について .....	1
2. 地方の財源確保について .....	9
3. 農林水産業に係る施策の充実強化について .....	12
4. 中小企業・小規模事業者の自立・創造に向けた支援について .....	21
5. 新幹線の整備促進について .....	23
6. 地域鉄道に対する支援の充実について .....	25
7. 高速交通ネットワークの整備促進について .....	26
8. 地方航空路線の維持・拡充について .....	27
9. 公共施設等総合管理計画の推進について .....	29
10. 除雪事業の体制強化について .....	30
11. 地域医療対策の充実について .....	32
12. 総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について .....	36
13. 次代を担う人材の育成に向けた支援の充実について .....	39
14. 社会資本の整備に必要な公共事業予算の確保等について .....	42
15. 土砂災害防止対策の推進について .....	43
16. 北方領土問題の早期解決について .....	45
17. 拉致問題の早期解決について .....	47

## 【東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言】

前 文 .....	52
1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立 .....	53
2. 被災者の生活再建に向けた支援 .....	58
3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保 .....	62
4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興 ..	68

5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保 .....	72
6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生	77
7. 大震災を踏まえた防災体制の強化 .....	83
8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備 ....	90
9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現 .....	92
10. 再生可能エネルギーの導入促進 .....	95

### 【日EU・EPA交渉に 関する緊急要請】

日EU・EPA交渉に関する緊急要請 .....	102
(平成 29 年 6 月 21 日実施)	

# **定期提言**

## 1. 地方創生の積極的な推進について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から首都圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進行しており、平成 27 年国勢調査では、北海道・東北地方の道県の多くで人口減少率が高い結果となるなど一層深刻な問題となっています。

また、我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調が続いているものの、その成果が十分に浸透していない地域もあり、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが、急務となっています。

これまででも、各道県において、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進など、地方創生の取組を進めて参りましたが、平成 27 年国勢調査では、東京圏の人口は、全国の 1/4 以上を占め、5 年間で 51 万人増加するなど、東京一極集中の傾向は続いております。

一方、平成 28 年の全国の合計特殊出生率（速報値）は 1.44 と、少子化の傾向に歯止めがかかっておらず、このうえ、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられないことから、地方は、国と両輪となって、実効性の高い、創意工夫を凝らした地方創生の取組を更に戦略的に展開していく必要があります。

我々北海道・東北地方の道県は、このような認識を共有し、地域の強みを生かした産業振興によるしごとの創出や子育てしやすい環境の整備、若者や女性が活躍できる社会の形成に取り組むとともに、東京圏から当地方への人の流れを生み出していくために、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めて参ります。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向け取り組んでいますが、改めて『地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし』との断固たる決意と覚悟を持って、地方創生の深化に向け、地方が行う魅力ある先行事

例を支援するとともに、東京一極集中の是正や抜本的な少子化対策などの取組を、政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。

## 1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性が最大限発揮できるための財源が必要であり、消費税・地方消費税率の引上げが見送られた中にあっても、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

### (1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源総額の確保

平成29年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充し、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

### (2) 地方創生推進交付金の規模と自由度の拡大

地方版総合戦略に基づき各自治体が行う、少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、5年間の総合戦略期間において、地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、地方創生推進交付金について、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。

また、地方創生推進交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）とは別に、地方財政措置を継続的に講じること。

なお、地方創生推進交付金の運用について一定の弾力化が図られたと

ころであるが、引き続き、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、対象経費及び交付金額の上限設定等の制約等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度とし、その規模を拡大するとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とすること。

加えて、平成 28 年度は経済対策において、地方創生拠点整備交付金が措置されたが、引き続き、地方創生推進交付金に関するソフト事業と一体となって特に十分な効果が見込まれる施設整備事業等について、継続的に財政措置を講じること。

さらに、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

### (3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の自由度の拡大

企業版ふるさと納税制度を活用して、地方創生を進めるため、大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返済支援事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も、企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。

また、本社が所在する地方公共団体への寄附であっても、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、課税特例の対象にすること。

さらに、寄附の受領時期に関して、企業の希望に沿った受入ができるよう、確定した事業費の範囲内ではなく、事業費予算の一定の範囲内での受領を可能にするほか、地域再生計画の申請時点で寄附の見込みが立っていない場合も、申請を可能にすること。

## 2. 東京一極集中のは正と持続可能な地域社会の構築

政府は、地方から東京圏への転入者を 6 万人減少させ、東京圏から地方への転出者を 4 万人増加させるとしているが、平成 28 年の東京圏の転入

超過は 11 万人超と、依然として目標からほど遠い結果となっていることから、政府においては、不退転の決意で、これまでにない大胆な政策を実行すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況であるため、当地方における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、次に掲げる取組について当地方における集中的な取組に全力をあげること。

#### (1) 基幹産業の強化など地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係が見られ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力で取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、北海道・東北地域の基幹産業である農林水産業や観光関連産業の振興対策の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援、大型の企業立地補助金の創設など、人口流出が著しい地方を対象に集中的な投資を行うこと。

#### (2) 地方への移住・定住の促進

地方への移住・定住の促進に向けた大規模キャンペーンの実施や、首都圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税における税額控除をはじめとした税制優遇措置の創設など、地方移住への希望をかなえる施策に取り組むとともに、東京圏から地方への移住を希望する場合など、介護保険制度に係る特別な財政調整制度の創設をはじめとした都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

#### (3) 地方への産業再配置の促進

大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減少に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者が留まり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施するほか、東京圏から地方へ本社機能移転等を行う企業に対する税制上の優遇措置である「地方拠点強化税制」については、今後、企業の本社機能移転が一層具体化するよう、優遇措置の拡充や、対象地域の柔軟な指定など、地方への企業移転等を促す制度の拡充を図ること。

#### (4) 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

東京圏から地方への人の流れを官自らが生み出すため、国においては、政府関係機関移転基本方針に掲げた政府機関の地方移転について、国自ら責任をもって取り組み、早急かつ円滑にその実現を図るとともに、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、今後も国家戦略として取組を着実に推進すること。特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携に留まっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。

なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、国において応分の負担をすることを原則とし、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組むこと。

#### (5) 教育機関の活性化と分散

地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしている地方大学の役割は、これまでにも増して重要であり、教職員定数や地方国立大学の運営費交付金の拡充など、地方大学の運営基盤の強化や活性化に配慮するとともに、地域の課題解決に積極的に取り組む地方大学に対しては運営費交付金等を増額するなど優遇措置を行うこと。

併せて、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講じること。

また、今年5月に公表された「地方創生に資する大学改革に向けた中

間報告」を踏まえ、地方大学の振興や、東京圏の大学・学部の新增設の抑制及び地方への大学キャンパスの移転など地方分散の促進に向け、抜本的な対策を講じること。

#### (6) 条件不利地域の支援

過疎・山村・離島等条件不利地域においては、今後も人口減少が続いた場合、地域コミュニティの維持に影響が及ぶおそれもあることから、持続可能な地域づくりに対する継続的な支援策を講じること。

また、本年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、課題に直面する地方の意見をよく聴き、特定有人国境離島地域の追加指定等の見直しを行うこと。

#### (7) 地方創生の基盤となる公共交通の維持・確保

住民生活や地域振興に不可欠であり、地方創生の基盤となるバスや鉄道等の公共交通の維持・確保に必要な予算を、補正予算等の対応を含めて継続的に確保するとともに、地方公共団体や交通事業者の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた適切な支援措置を講じること。

### 3. 基幹的公共インフラの地域間格差是正と強靭な国土づくり

人や企業の地方分散には基幹的公共インフラの早期整備が不可欠である。また、先般の大雪や台風の被害など水害の頻発化や激甚化等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・下水道・港湾など社会資本の防災・減災対策や広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が重要であることから、次に掲げる強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

#### (1) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

高規格幹線道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の4車線化、フル規格新幹線網の早期整備、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転

化、国内外航空ネットワークの充実など、企業の地方分散や地域の産業振興を進める上で不可欠な、広域的にバランスの取れた地方の高速交通網の整備を促進すること。

#### (2) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、太平洋側と日本海側など主要な港湾において大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

### 4. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、地方と政府が一体となって、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強力に進めていくことが必要である。

このため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府の十分なリーダーシップの下、全国一律の子どもの医療給付制度の創設や多子世帯に対する保育料軽減措置に係る所得要件の緩和、三世代同居や近居への支援、さらには所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来の枠を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。

また、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、一部改善が図られたところであるが、当該措置について、未就学児に限らず全て廃止すること。

併せて、教育費の負担軽減や学生の地元定着を促進するため、給付型奨学金の給付人員及び給付額の拡充を行うとともに、地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体に対する財政措置の拡充や人材の地元定着のために行う必要な技術や資格の取得を支援する取組等に対する財政措置を講じること。

### 5. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を活かして、地域や経済の活性化を図るため、女性一人ひとりが望む形で各ライフステージに応じ、働き続けられる環境を整備すると

とともに、社会全体の抜本的な意識改革を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

また、女性が就業しやすい環境整備に先駆的に取り組む企業への支援の拡充や、ワンストップ就労支援窓口による再就業支援、当地域の基幹産業である農林水産業やものづくり産業への女性の参画促進など、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、女性活躍に向けた実効性ある取組を推進すること。

## 6. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

## 2. 地方の財源確保について

地方財政の構造的な財源不足は、地方公共団体からの度重なる要請にもかかわらず、解消されないまま今日に至っており、平成29年度の地方財政計画では、前年度を上回る一般財源総額が確保されたものの、臨時財政対策債の発行額が前年度を上回るなど、地方公共団体は借金を前提とした財政運営を余儀なくされ、更なる財政構造の硬直化が懸念されています。

多くの地方公共団体は財源不足の状況にあっても、持続可能な財政運営を行うため事務事業の見直しや人件費の抑制等に取り組み、懸命の努力を続けてきましたが、歳出削減努力はもはや限界にあります。

地方公共団体が今後も一層の行財政改革等の取組により収支均衡を図る最大限の努力を行う一方で、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充や、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現する必要があります。

### 1. 地方税財源等の充実強化

#### (1) 地方一般財源総額の確保・拡充と地方財政計画の適正化

地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の確保・拡充を図ること。

また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税の法定率を引上げるなど、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

地方財政計画の策定に当たっては、社会保障関係費のみならず、地方創生の推進への対応や、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させ、歳出特別枠等については、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることを踏まえ、引き続き地方の実情に配慮す

ること。

併せて、地方自治体の基金は人口減少等による税収減や公共施設の老朽化対策等を念頭に置き、歳出削減に努めながら積立したものであることから、基金残高の増嵩のみに着目した地方財政計画の見直しや地方交付税の削減は行わないこと。

#### (2) 地方税体系の充実・強化

今後確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早期に構築すること。

#### (3) 地方交付税の算定方法の見直し

地方において急速な人口減少が進行しているが、必ずしも人口減少に比例して行政需要が減るものではなく、むしろ、その克服に向けた取組の充実が求められていることから、地方の安定的な行財政運営に必要不可欠な地方交付税について、財政需要を的確に捕捉し、人口減少が直接的に地方交付税の減額につながることのないよう算定方法の見直しを図ること。

### 2. 社会保障改革と財源確保

社会保障制度改革は、国と地方の双方が協力して推進する必要があるとの基本的な認識を堅持し、制度改革に伴う新たな地方負担が生じる場合には、地方の意見を十分に考慮し、地方への一方的な財政負担や事務負担が生じないよう十分に配慮すること。

また、人口減少や少子高齢化の進展による地方負担の増加はもとより、消費税率引上げに伴う社会保障の充実・強化に関連した地方負担の増加についても、地方財政計画に的確に反映し、確実な財源措置を講ずること。

### 3. 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、

事業の実態に応じて基金の積み増しや期間の延長を行うこと。また、地域の実情に応じて弾力的な対応が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

さらに、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講ずること。

#### 4. 国と地方の協議の場の実効性ある運営等

地方負担の生じる制度改正、地方公務員給与のあり方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮すること。

また、国と地方の税財源の配分のあり方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないこと。

### 3. 農林水産業に係る施策の充実強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境の保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

一方、農山漁村、中山間地域では急激な人口減少と少子高齢化の進行により、担い手や労働力不足への対応といった課題を抱えており、今後、農林水産業に大きな影響を与え、農林水産業の衰退、ひいては地方の人口減少の進行を更に加速させることが懸念されています。

このため、平成28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等を活用しながら、農林水産業の体质強化に向けた取組を進めているところですが、今後、多くの産地を支援していくためには、事業の充実・強化が不可欠であるほか、財政力が脆弱な地方自治体の負担軽減など、万全の対策を講じていくことが重要です。

また、農業分野においては、農業・農村の持続的な発展は、我が国の食料安全保障、地方創生の観点からも極めて重要であり、担い手が将来にわたって安心して経営に取り組める仕組みを構築していくことが課題となっています。

林業分野においては、森林は、地域の暮らしや産業を支える多様で重要な役割を果たしていることから、伐採後の再造林や間伐等の森林整備を着実に実施し、森林資源の循環利用を進めていく必要があります。

水産業分野においては、漁業経営の安定化や水産資源の回復等に加えて、我が国の排他的経済水域での外国漁船による違法操業や北朝鮮による弾道ミサイルの発射等から、我が国漁船の安全を確保する対策が求められています。こうしたことから、農林水産業の持続的発展を図るため、次のことについて提言します。

## 1. 国際貿易交渉への適切な対応

日ＥＵ・ＥＰＡ交渉が大枠合意に至り、さらに、ＴＰＰ協定の早期発効に向けた検討や日米経済対話等が進められる中、いかなる国際貿易交渉にあっても、北海道・東北地域の農林水産業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、交渉の内容や進捗状況等について、丁寧に情報提供を行うこと。

特に、東日本大震災や平成 28 年度の台風被害からの復旧・復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることができないよう、十分に配慮すること。

## 2. 農林水産業の担い手に対する支援等の充実強化

(1) 平成 30 年以降、需要に応じた米生産を実現するには、水田活用の直接支払交付金を最大限に活用することが不可欠であることから、制度の恒久化と必要な予算を十分に確保するとともに、全国的な需給調整に必要な環境整備を一層推進すること。

また、米の直接支払交付金の廃止は、稲作主体の農家への影響が大きいことから、今後も水田農業の経営安定化が図られるよう、需要に応じた米生産の実現と稲作農家の所得の確保のために必要な支援の強化を図ること。

(2) 農地中間管理事業においては、平成 28 年度の機構集積協力金の制度変更により、やむを得ず道県段階で交付単価の減額や交付対象を絞らざるを得ない状況となるなど、度重なる運用の見直しにより事業の継続性に対する農業者等の信頼が大きく低下しているため、農地利用の集積・集

約の促進に必要な予算を確実に確保した上で、制度の安定化を図ること。

また、果樹園地については、樹体を伴うことから売買が選択されることが多いなどの状況に鑑み、機構集積協力金の配分に当たっては、農地中間管理機構を活用した売買を対象とするなど支援対象を拡大するとともに、非担い手から担い手への新規集積のみならず、後継者のいない担い手の農地の引受けや、集積だけでなく集約化についても事業の成果として評価すること。

さらに、農地中間管理機構の運営等に必要な推進事業費については、地方に新たな負担を求めることのないよう配慮すること。

(3) 次世代の担い手育成に当たって、新規就農者の一層の確保に向け初期投資の負担軽減対策を充実・強化するとともに、農業次世代人材投資事業について親元就農の実態に即した弹力的な運用を行うこと。

また、優れた農業経営者の育成に向けて、営農しながら経営力を高めるための研修教育の支援を継続的に実施するとともに、全国展開するために必要な予算を確保すること。

(4) 担い手への農地集積や高収益作物への転換を図るため、農家負担を軽減し農業農村整備事業に積極的に取り組めるよう、農地耕作条件改善事業も農業競争力強化基盤整備事業と同様に、農家負担金を無利子で借受けできる経営体育成促進事業の対象事業とすること。

(5) 地域の生産力強化を図るため、産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業、楽酪事業等、高性能な機械や産地基幹施設の導入を支援する事業などを中長期的に継続するとともに、必要な予算を確保すること。

- (6) 日本型直接支払制度については、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、道県、市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実すること。
- (7) 自然・社会的条件が厳しい中山間地域において、農業を営むことで、他産業並の所得が確保され、地域の農業・コミュニティが維持できるよう、社会・自然条件の不利さを踏まえた所得保障的な新たな支援制度を構築すること。
- (8) 農業水利施設の持つ多面的機能の発揮には農業水利施設の管理体制の整備・強化が必要であるため、平成29年度までの実施期間とされている「国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）」の継続・拡充を図るとともに、基幹的農業水利施設について、老朽化の進行や集中豪雨などに対応した管理を適正に行うための予算を安定的に確保すること。
- (9) 適切な森林整備と国産材の安定供給を担う林業事業体や人材の育成・確保に向けて、現場技能者の知識・技術向上や、若者・女性などの新規参入と定着、機械化による作業負担軽減の促進等の取組に対する支援を充実・強化すること。
- (10) 漁業生産を支える担い手の育成確保に向けて、次世代人材投資（準備型）資金の支援要件の緩和や、独立自営する就業者に対して農業次世代人材投資（経営開始型）と同様の給付金事業の創設及び研修施設等の整備に対する支援などにより、新規漁業就業者に対する支援の充実・強化を図ること。

(11) 水産業の体质強化に向けて、リース漁船や省エネ・省力化機器の導入等による収益性の高い操業体制への転換を促進するとともに、漁業経営の安定を図る資源管理・漁業経営安定対策の拡充や、海獣類やクラゲ類等の有害生物による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の充実・強化を図ること。

### 3. 農林水産業の生産基盤等の強化

(1) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るためにには、農地の大区画化や汎用化、新たな農業用水利システムの構築など農業農村整備の計画的かつ着実な推進が重要であることから、当初予算をはじめとした予算総額を安定的に確保すること。

また、国土強靭化を図るためにには、近年多発する集中豪雨や地震等の自然災害の激甚化、農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があるため、農村地域の洪水被害防止対策やため池等の農業水利施設の耐震化・長寿命化対策などを早急に実施するための予算を十分に確保すること。

(2) 収入保険制度については、新たに多角化・複合化に取り組むなど、農業者個々の経営努力が基準収入に的確に反映される仕組みにするとともに、大規模な災害等による減収は基準収入の算定から除外するなど、円滑な再生産が可能となるよう、生産現場の実情にきめ細かく対応できる制度運用とすること。

また、農業者が制度加入について適切に判断できるよう、農業共済等既存の制度との比較・検討のための具体的方策を講ずること。

- (3) 主要農作物の安定生産と品質向上を図っていくためには、道県が今後とも種子生産に積極的に関与していく必要があることから、主要農作物の種子生産における道県の役割等を、速やかに関連法令等に明記とともに、その財政需要について、引き続き地方財政措置を確保すること。
- (4) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、認証GAPを取引要件とする国内流通・小売業者が増加することが予想されるため、早期に認証GAPの取得を希望する農業者や農業教育機関等の要望に応えられるよう、必要な予算を十分に確保すること。  
また、生産者が今後の販売戦略に生かせるよう、東京 2020 大会へ農産物を提供したことをPRできるようにするなど、生産者の認証GAP取得に対する具体的なメリットを打ち出すこと。  
さらに、流通・小売業者の認証GAP取得産地との取引意向に関する情報提供を行うこと。
- (5) 農業分野の外国人技能実習生制度について、積雪寒冷地帯の北海道・東北地方では、耕種農業での通年の技能実習が難しく、一年を通しての実習ができないことが懸念されることから、通年で幅広い実習の実施を可能とするため、1つの受入先農家等（実習実施機関）となっている現行要件について、冬期間における実習を行うことが可能となるよう複数の実習実施機関を認める運用改善を行うこと。
- (6) 継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる森林環境税（仮称）を早期に創設するとともに、検討に当たっては、税収を全額地方の税財源とした上で、これまで都道府県が森林整備等に積極的に関わってきた経緯を踏まえ、国・都道府県・市町村の森林整備等に係る役割分担及び、都道府県・市町村の新たな役割に応じた税源配分のあり方などの課題に

ついて十分整理すること。その際、現在、東北5県を含む全国37府県が独自に課税している森林環境税等との関係について、地方の意見を踏まえて調整すること。

また、その使途については、間伐に限定せず、伐採跡地の再造林など森林の有する公益的機能の発揮に資する総合的な取組を対象とすること。

さらに、税の恩恵を実感しにくい都市部の住民等に対しても、森林整備による恩恵を享受していることを説明するなど、国の責任において理解を得られるようすること。

(7) 人工林資源が利用期を迎える主伐が増加する中、再造林の確実な実施に向けた一貫作業システムなどへの支援を強化するとともに、森林管理の集約化を図るため管理放棄された林地について意欲ある林業事業体に経営を委ねる新たな仕組みを構築すること。

また、原木の安定供給体制の構築に資するとともに、二酸化炭素の吸収・固定など森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐や森林施業の基盤となる路網の整備などの森林整備事業の推進に必要な予算を安定的に確保すること。

(8) 木材利用を更に促進するため、民間施設等への波及効果が高い公共建築物の木材利用に特化した新たな助成事業の創設や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設における木材利用の促進、C L T等を活用した木造建築物の建設に対する助成など、国産材の需要拡大に対する支援及び、品質・性能の確かな建築材等を安定供給するための加工流通施設の整備に対する支援を充実・強化すること。

(9) 安全・安心な水産物の安定供給に向けた漁港の高度衛生管理対策と併

せて、水揚げ作業の効率化や安全な航行の確保を図る岸壁や防波堤等の一体的な整備が不可欠であることから、生産性の向上を図る漁港漁場整備を推進するために必要な予算を確保すること。

- (10) 資源評価の精度の向上及びサケ・マス資源の回復や栽培漁業の充実などにより、水産資源の適切な管理と生産増大が図られる施策を展開すること。
- (11) 地域産業との連携や消費者ニーズに対応した水産流通・加工業の健全な発展に向けて、放射性物質調査や衛生管理の高度化などによる水産物の安全性の確保、国内消費対策の充実・強化、日本発の水産エコラベル「MELジャパン」の国際標準化の早期実現を図るなど輸出促進に向けた環境を整備するとともに、操業禁止となったロシア水域サケ・マス流し網漁業の影響緩和に向けた取組が円滑に進むよう引き続き支援を行うこと。
- (12) 水産資源、特にアワビやナマコなど多大な労力と経済的負担により資源の維持・培養を行う魚種は、最終的には漁業者の財産となるものであり、密漁により莫大な経済的損失を被ることから、漁業生産の維持・増大による漁業経営の安定を図るため、関係法令を整備し、罰則を強化するなど、密漁を未然に防止する方策をとること。
- (13) 我が国の排他的経済水域において操業する漁船の安全を確保するため、外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。  
また、北朝鮮の弾道ミサイル発射等に向けた動きを即刻止めさせるよう、国として断固とした対応をとること。

さらに、我が国の排他的経済水域内でも運用できる全国瞬時警報システム（Jアラート）と同様の緊急連絡体制を至急整備する等、ミサイル発射情報に係る連絡体制の構築や、万が一被害等が発生した場合の対応など、国において万全の措置を講ずること。

## 4. 中小企業・小規模事業者の自立・創造に向けた支援について

北海道・東北地方の企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者は、地域経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興は地域経済の活性化に不可欠です。

国では、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」や「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金（ものづくり補助金）」、「小規模事業者持続化補助金」により、中小企業・小規模事業者の経営体質の改善等による経営力の向上、付加価値の高い製品やサービスの開発、販路開拓など経営改革に向けた取組を支援しておりますが、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、中・長期的な取組となる経営改革を行うには、継続性を持った中小企業支援施策による支援が必要であるため、次のとおり提言します。

1. 地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、企業の課題等に応じたきめ細かな伴走型支援を行う「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）」を、継続して実施すること。
2. 中小企業・小規模事業者が、地方創生の原動力となる中小企業の自立・創造に向けた取組を促進できるよう、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金（ものづくり補助金）」を、中小企業支援施策の柱の一つとして位置づけ、継続して実施すること。
3. 全企業の大多数を占める小規模事業者が、事業の持続的発展を通じて、今後とも地域の経済と雇用を支えていくことができるよう、販路開拓や業

務効率化、生産性向上に向けた取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」を継続して実施すること。

## 5. 新幹線の整備促進について

新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、21世紀の我が国の大発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、新幹線の高い耐震性や震災時における交通機能の重要性を踏まえ、災害に強い国づくりの観点から多重系の輸送体系による代替補完機能を確立するとともに、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、新幹線の一層の整備推進が必要であることから、次の事項について要望します。

### 1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的につながりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

(1) 新青森・新函館北斗間の安全運行の確保と札幌までの早期完成を図ること。

(2) 「東京・新函館北斗間」については、一日も早い3時間台の運行実現を図ること。また、国は、北海道新幹線札幌開業（2030年度）を見据えた高速走行のスケジュール、目標を早急に示すこと。青函共用走行区間においては、早期の高速走行試験の実施及び時間帯区分案による一日も早い高速走行の実現並びに抜本の方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうこと

とのないよう十分留意すること。

(3) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方財源の軽減を図ること。

## 2. 基本計画路線の早期実現に向けた整備計画路線への格上げ

羽越新幹線及び奥羽新幹線などの路線については、40年以上の間、いまだに基本計画の段階にとどまっていることから、その早期実現に向けて、次のとおり提言します。

基本計画路線について、早期に必要な調査を実施して整備計画を決定し、整備の促進を図ること。

## 6. 地域鉄道に対する支援の充実について

地方に路線を有する地域鉄道は、地域の基幹的公共交通機関として重要な役割を果たし、住民生活に必要不可欠な存在であるとともに地域振興に大きく貢献しているところであります。

一方で、地域鉄道は経費削減や収入増加策等の懸命な経営努力を行っているにもかかわらず、少子化・過疎化を原因とする人口減少に伴う旅客収入の減少や、安全運行を確保するための施設保守・修繕維持費、及び車両の安全点検や部品交換などの経費が嵩み赤字経営を余儀なくされ、極めて厳しい状況にあります。

そのため、自治体においても地域交通における鉄道の安定運行を図るため、地域鉄道が計画的に行う施設改修や車両検査等の経費への支援や、利用拡大に向けた対策を実施しておりますが、将来にわたる経営基盤強化を図り、地域の移動手段の確保に寄与していくためには、自治体の取り組みだけでは限界があることから、国が主体となった地域鉄道の維持施策の更なる充実が求められます。

このような状況を踏まえ、今後も地方における地域鉄道の重要性を認識していただくとともに、地域鉄道路線を維持・拡充し地域振興を図っていくため、次のとおり提言します。

1. 地域鉄道が今後も地域振興に貢献し、地域の足としての役割を果たしていくため、国は、地域鉄道の有効性について理解を深めるとともに、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業をはじめとする安全な鉄道輸送を確保するために必要な事業について、十分かつ確実な予算の確保、補助率の引上げや補助対象の拡大など、支援制度の更なる充実を図ること。

## 7. 高速交通ネットワークの整備促進について

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる高速交通ネットワークを早期に形成することが必要あります。

また、北海道・東北地方は全国で人口減少が最も進む地域であり、一刻も早い生産性の向上が求められている点や、東日本大震災を踏まえ、北海道・東北地方全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靭化の観点からも、広域的にバランスのとれた高規格幹線道路等の整備は不可欠であります。

さらに、3年後に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や2年後に迫ったラグビーワールドカップ2019の開催による全国への波及効果が期待される中、北海道・東北地方の外国人を含めた観光客の移動を支える高速交通ネットワークのより一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークの早期整備と、道路財特法等の補助率等の嵩上げ措置について平成30年度以降も継続するよう提言します。

1. 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の整備、フル規格新幹線網の整備、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

## 8. 地方航空路線の維持・拡充について

国は、首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における国際的競争力を大幅に強化するため、羽田空港における新国際線地区の拡充など、首都圏空港機能の拡充・強化に向けた取組を進めています。

一方、地方航空路線を取り巻く状況は、路線の見直しが進められるなど厳しさを増しています。

地方航空路線は、観光振興をはじめ、企業誘致、ビジネス利用、地域間交流などを推進する上で重要な公共交通機関として定着し地方創生や国際化を図る上で不可欠な存在であり、特に、北海道・東北地方においては、今後の復興を図る上でも重要な役割を果たすことが期待されています。

また、東日本大震災の発災時には、鉄道や高速道路等が使用できなくなつた際の代替交通機関として、さらには、国内外からの支援要員や物資の輸送拠点として十分な機能を発揮するなど、国土強靭化を支える役割も担っています。

そのため、地方において利用拡大に向けた様々な対策を実施しておりますが、地方自治体の取組だけでは限界があることから、国が主体となった路線維持対策が求められています。

このような状況を踏まえ、今後も地方における空港の重要性を認識いただくとともに、航空ネットワークを維持・拡充し地方創生、復興を図っていくため、次のとおり提言します。

1. 少数便路線や不便な条件不利地域において発着する路線について、航空会社が経営効率による判断から路線の休止・減便等を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体等と協議を行う制度を設ける等地方路線の維持に配慮すること。

また、国は、地方航空路線の維持・拡充を図るため、航空会社に対する運航費の補助を行うなど、必要な対策を講じること。

2. 空港整備勘定について、十分な除雪体制・消防力の確保等、航空機の定時性・安全性の向上に資する空港の運営経費や、路線維持・利用促進等のソフト事業に活用できるよう使途の拡大を図ること。
3. 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故後、6年余が経過した復興の状況、安全・安心への取組等について、外国の政府・航空会社に対して、隨時、正確な情報の発信に努めるとともに、海外からの誘客促進につなげる取組を行うこと。

## 9. 公共施設等総合管理計画の推進について

公共施設等の老朽化対策の指針となる「公共施設等総合管理計画」については、各自治体において策定を完了し、計画の推進段階に入っております。

同計画の柱の一つである公共施設等の総量の適正化を計画的に推進していくためには、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の第22条の規定に基づく財産処分に伴う納付金が大きな妨げになることが考えられます。

また、公共施設等の集約化・複合化等を進める地方債措置について、平成29年度に「公共施設等適正管理推進事業債」として対象事業の追加や期間延長など大幅に制度が拡充されましたが、地方自治体が計画的に公共施設等の集約化・複合化等を進めていくためには、安定した支援制度が必要です。

のことから、計画の推進を図るため、次の事項について提言します。

1. 補助事業完了後、経過年数が10年未満である施設等についても、「公共施設等総合管理計画」に基づき補助対象財産を処分する場合は、国庫納付を求めず承認するなど、一層の弾力化を図ること。
2. 「公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針」において、同計画は少なくとも10年以上の期間とすることとされていることから、地方債措置の期間延長を図るとともに、所要額を確保すること。
3. 地方債の対象となる施設は、除却事業を除き公用建物に限定されているが、庁舎等の適正管理を推進するため、対象を公用建物にも拡大すること。

## 10. 除雪事業の体制強化について

北海道・東北地方は、道県土の大部分を積雪寒冷特別地域が占めており、雪への対応のため生活全般にわたり様々なハンディキャップを抱えている中、地域住民が安全で安心できる生活環境を確保する必要があります。

特に、ここ数年にかけては、北海道・東北地方の広範囲にわたって記録的な豪雪となり、大型車両などの立ち往生により、高速道路や幹線道路等が通行止めになるなど、住民生活に大きな影響を与える事態が発生しました。

一方、道路除雪費については、除雪補助や交付金による支援があるものの、近年の諸経費高騰の影響もあり、道県にとって、道路除雪費の負担は大きく、特に大雪に見舞われた際には、除排雪作業等に伴う道路施設等の維持修繕費も嵩むため、負担が一層増大しています。

また、除雪事業は、多くが民間事業者への委託により実施されていますが、近年の建設業界を取り巻く厳しい環境の下で、民間事業者の経営体力が低下してきており、除雪オペレーターの雇用継続や機械の保有及び更新が過大な負担となっております。

さらに、除雪オペレーターの高齢化等による担い手不足も顕在化していることから、除雪事業からの撤退を余儀なくされる民間事業者も出てきています。

加えて、民間保有の除雪機械が年々減少していることから、道県の保有機械増強や更新は、財政上大きな負担となっております。

これらの状況を踏まえ、豪雪地帯における持続可能な除雪体制を確保するために、次のとおり提言します。

1. 「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」を遵

守し、道県の道路除雪費の補助額を確保するとともに、寒冷地域の除雪についても、積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画に位置づけ、積雪の程度に応じて必要な費用補助を行うこと。

2. 特に大雪時において、道県の負担が増大しないよう、予算の増額や臨時特例措置等による追加予算を確保すること。
3. 安定的、持続的な除雪体制を維持するため、民間事業者の除雪オペレーターの人材育成に関する制度や、民間事業者の機械の保有及び更新を支援する制度を創設すること。
4. 道県が保有する除雪機械の増強や更新に要する国庫補助予算の確保に向けて、必要な財源措置を講ずること。
5. 平成26年2月に東北地方太平洋側の南部及び関東甲信地方を襲った記録的豪雪被害の教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり等を検討すること。

## 11. 地域医療対策の充実について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

また、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療等の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況ではなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を行うなど、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援策を講ずることを提言します。

### 1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

同時に、こうした医師養成増に伴う教員の配置や教室等の場所の確保など課題もあることから、人員配置及び財政支援の拡充を図ること。

また、医学部定員等の医師養成に関する方針については、医療従事者の

需給に関する検討会（医師需給分科会）において検討が行われているが、医師不足が顕著な都道府県に対し、十分に配慮すること。

## 2. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現すること。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

## 3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させることや、例えば都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めたり、診療報酬上配慮するなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

併せて、今後国が行う、新たな医療のあり方を踏まえた医師等の働き方の検討においては、地方の医師等の勤務環境の改善を早急に図ること。

## 4. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成 26 年 4 月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を速やかに実施すること。

また、2年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

## 5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実すること。

## 6. 新たな専門医制度への配慮

新たな専門医制度の導入に当たっては、更なる医師の地域偏在、診療科偏在を招くことがないよう、十分に配慮すること。

## 7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

## 8. 救急医療体制の確保・充実

地域において救急医療体制の確保・充実が図られるよう、二次・三次救急医療に対する財政支援の拡充や、搬送困難事例受入医療機関支援事業の弾力的運用など、地域の実情に応じた支援策を講じること。

## 9. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充等

地域医療体制を担う公立病院等の運営に配慮し、施設設備整備や運営費に係る地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定において公立病院等の運営についての評価を充実すること。

## 10. 地域医療介護総合確保基金における財源の配分等

地域医療介護総合確保基金における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて配分すること。

また、地域の実情に応じ、柔軟に活用できる制度とともに、必要な事業が確実に実施できるよう、安定的に予算を確保すること。

## 11. 医療提供体制推進事業費補助金等の確保

救急医療、周産期・小児医療、へき地医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金については、近年、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金の予算を十分に確保すること。

## 12. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

## 12. 総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について

少子化の影響による若年人口の減少や東京一極集中による地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。このため、抜本的な少子化対策等の取組や東京一極集中の是正など、地方と政府が両輪となって、大胆な地方創生の取組を展開していく必要があります。

さらに、この少子化に歯止めをかけるためには、結婚を望む人の希望がかなえられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要ですが、そのためには「結婚に関する機運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍推進」「働き方改革」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

新たな少子化社会対策大綱や、女性活躍推進法、ニッポン一億総活躍プラン等に掲げる施策を着実に推進し、国民一人ひとりの希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組を強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望をかなえられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える機運の醸成や、多様な出会いの場づくり、仲人活動など地域における結婚支援事業への支援等、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組を実施すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、大学や高等学校等の教育の場において、結婚や妊娠・出産、子育てに関する知識の普及を図るなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。

3. 子どもを生み育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、全国一律の子どもの医療費助成制度を創設するとともに、自治体の医療費助成に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を対象年齢にかかわらず完全に廃止すること。また、子育て世代への税制上の優遇措置の創設等を行うこと。特に多子世帯に対しては保育料軽減措置の拡大や、放課後児童クラブの利用料軽減措置、高校・大学等の教育費の負担軽減措置、税制・年金制度等の優遇措置を創設すること。さらに、三世代同居・近居を促進するための新たな支援制度の創設等により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ること。
4. 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの学習支援施策や給付型奨学金を拡充するとともに、就労に有利な資格取得支援制度を創設すること。また、ひとり親への高等職業訓練促進給付金の増額や、児童扶養手当額の増額及び所得制限限度額の引上げ、ひとり親家庭の医療費無償化制度の創設、さらには、児童養護施設等の自立相談支援体制の強化など、子どもの貧困対策の継続的な展開を図ること。
5. 子ども・子育て支援新制度の実施に当たり、確実に財源を確保すること。特に待機児童の解消を目指し、保育の受け皿を確保する認定こども園の施設整備については、厚生労働省と文部科学省にそれぞれ補助制度があり、所管省庁によって予算確保の状況に違いが生じていることや、事業の効率化と事務負担の軽減のため、内閣府に一元化した上で十分な財源を確保すること。
6. 若い世代が安定した収入を得て、安心して結婚や出産・子育てに踏み切

ることができるよう、非正規雇用者に対する育児休業取得促進などの就業環境の整備や、正規雇用化に向けた取組を行う企業への支援策を拡充するとともに、多様で柔軟な働き方を実現するよう雇用制度を改革すること。特に、育児・介護休業法による所定労働時間の短縮措置を就学前の子まで拡大するとともに、当該賃金減少分に対する支援や、子の看護休暇・介護休暇の取得に係る賃金減少分に対する支援についても、政府による制度を創設すること。また、企業経営者等の意識改革を進め、企業における長時間労働の是正等ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の管理職への登用など女性の活躍推進、男性の育児参画のための有給の特別休暇制度の導入などを促進すること。

7. 女性の就業支援のため全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置や、託児機能の併設を行うとともに、地域経済の担い手確保に向け、地方が行うワンストップ就労支援窓口への支援など、女性のライフステージに応じた就業継続・再就業の支援を強化すること。また、保育所等の整備と保育士確保に向けた待遇向上の取組、発達障がいをはじめとする障がい児保育施策の充実など、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。
8. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍推進のための施策に対する十分な財源を確保し、柔軟で継続的な支援を行うこと。

## 13. 次代を担う人材の育成に向けた支援の充実について

教育は国力の維持・成長に向け、最も注力して取り組むべき課題であり、特に少子化が進行する我が国において、次代を担う子どもたち一人ひとりに修学の機会を保障するとともに、国を支える能力を身に付けさせるきめ細かな指導がますます求められております。

高等学校への進学率が98%を超え、高等教育機関への進学率も高い我が国において、経済的な理由により、進学や修学を断念せざるを得ないこととなれば、子どもたちの将来が閉ざされ、貧困の連鎖につながりかねません。

また、現在の学校現場においては、教育課題の多様化・複雑化とともに、教員の多忙化など様々な問題が顕在化し、教員一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保が喫緊の課題となっているため、真に子どもたちの能力を伸長させる教育の実現が難しい状況にあります。

よって、政府においては、全ての意志ある生徒が安心して学業に打ち込む修学の機会を保障するとともに、個に応じたきめ細かな指導を可能とする学校体制の実現に向けて、次の措置を講ずるよう強く要望します。

### 1. 高校生等を対象とした奨学金制度の拡充

#### (1) 奨学のための給付金の見直し

奨学のための給付金国庫補助制度について、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付額の差が解消されたが、全日制課程等については段階的に増額されたものの、いまだ給付金額に大きな隔たりがあることから、給付額を同一とするとともに、事務費を含めた全額を国庫負担により実施するよう制度の改正を行うこと。

#### (2) 給付型奨学金制度の拡充

国が実施する大学等奨学金事業について、返済不要の給付型奨学金が

創設されたが、高校生の進路保障のため、更に制度の充実を図ること。

## 2. 教職員定数の改善について

### (1) 指導方法工夫改善加配の拡充

一人ひとりの子どもに対するきめ細かな指導を展開するため、小学校第一学年で実施している 35 人学級の中学校第三学年までの段階的拡充を図るとともに、学校の実情にあわせて実施してきた少人数授業や習熟の程度に応じた指導等を全ての学級で実施できるよう、指導方法工夫改善加配を拡充すること。

### (2) 学校統合支援加配の充実

いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など学校が抱える課題に組織的に取り組むための加配を充実するとともに、学校統廃合による児童生徒の教育環境の変化に対応するため、統合 1 年前の学校及び統合した学校全てに学校統合支援加配を行うこと。

### (3) 教職員定数改善計画の早期策定

新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現等、様々な教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員の計画的な確保が必要であることから、複数年先を見込める計画的な定数改善を推進するための、上記（1）～（2）に対応した教職員定数改善計画の策定を国において早期に実現すること。

## 3. 業務改善を図るための財政措置

子どもをめぐる課題が多様化・複雑化している中、教職員を中心とした学校組織から教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校観への転換が求められていることから、教員の事務作業や連絡調整等の業務を補助

する「業務アシスタント」や部活動の外部指導員の配置、その他業務改善のための体制整備に要する経費の財政措置を図ること。

#### 4. 教育環境の整備に向けた財政措置

教職員の負担軽減や教育の質の向上、小規模校等における教育水準の確保を図るため、ＩＣＴの活用に向けた必要な機器やネットワーク整備に対し、財政措置の充実を図ること。

## 14. 社会資本の整備に必要な公共事業予算の確保等について

各道県においては、地方創生の実現に向けて、地方版総合戦略を策定し、戦略に基づく様々な施策を展開しているところですが、これら施策の基盤となる社会資本の整備についても、計画的かつスピード感をもって推進していく必要があります。

また、東日本大震災や熊本地震、頻発する台風による被害等を踏まえた防災・減災対策の更なる推進のほか、道路、河川、砂防、港湾、上下水道施設等のインフラ老朽化対策の確実な実施が急務となっています。

こうした中、将来の建設産業の担い手となる若年入職者の減少等により人材の確保・育成が厳しい状況にあり、インフラの整備・維持管理のほか、災害対応や除排雪作業など、将来にわたり地域を支えていくことが困難になると懸念されます。

このため、次の措置を今後安定的かつ持続的に講ずるよう提言します。

1. 地方創生の実現に不可欠な基盤整備や災害に強い国土づくり、インフラ機能確保のための維持管理を計画的に推進するため、当初予算において、必要な社会資本整備、防災・減災対策や老朽化対策に係る予算（社会資本整備総合交付金等）の大幅な拡充を図るとともに、河川改修に伴い必要となる鉄道橋梁等の架替や主要な観光地へのアクセス道路の整備など、補助制度対象事業の拡大を図ること。

併せて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等の規定による補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続するとともに、地方の産業経済活動を支え地域間交流を活発化する道路整備の推進が図られるよう、拡充・見直し等の措置を講ずること。

## 15. 土砂災害防止対策の推進について

平成 28 年 8 月に発生した台風第 10 号では、岩手県や北海道において尊い人命が奪われました。加えて、住家の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、住民生活にも多大な影響を及ぼしたところです。

近年、こうした局地的な豪雨による土砂災害が増加しており、北海道・東北地方においては、平成 27 年 9 月、平成 26 年 8 月及び平成 25 年 8 月にも人命が失われる災害が発生し、大きな被害が生じています。

各道県においては、土砂災害警戒区域等の早期指定など、ソフト対策による警戒避難態勢の強化とともに、緊急性の高い土砂災害危険箇所等におけるハード整備を計画的に進めていますが、土砂災害から住民の生命・財産を守るために、更にスピード感をもって、その両面からなる対策に取り組まなければなりません。

また、「ゲリラ豪雨」とも称される局地的な大雨をもたらす雲は、急速に発達することから、その発生を的確に観測し、迅速な防災活動につなげることが必要になっています。

このため、北海道及び東北地域における雨量観測レーダの高度化による観測体制の充実を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進について、次のとおり提言します。

1. 土砂災害警戒区域等の指定を着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分かつ確実に確保するとともに、基礎調査に係る国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当など財政支援の拡充を図ること。
2. 土砂災害防止施設の整備について、保全人家戸数やがけの高さ等、社会資本整備総合交付金事業の採択要件を緩和するとともに、計画的な整備に

必要な予算を確保すること。

3. 精度の高い雨量観測範囲の拡大を図るため、「X R A I N」レーダ装置の増設、広域レーダ（Cバンドレーダ）のMP（マルチパラメータ）化の取組などにより、レーダ雨量情報の高度化を一層推進すること。

## 16. 北方領土問題の早期解決について

我が国固有の領土である北方領土の一日も早い返還を実現するため、昨年12月の日露首脳会談における合意事項を踏まえ、北方四島における共同経済活動や元島民の方々の墓参の制度改善等が速やかに進められ、日露両国間の信頼関係の醸成を通じて、平和条約の締結、北方領土の返還に結びつくことが強く望まれます。

よって、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 日露両国間においてこれまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき、強力な外交交渉の推進を図ること。
2. 国民世論の更なる結集と高揚及び国際世論の喚起を図るとともに、北方領土教育など青少年対策の一層の充実を図ること。
3. 北方墓参等の出入域手続箇所の複数化や手続の簡素化など、元島民の負担軽減につながるような制度改善をはじめ、四島交流事業等の円滑実施及び支援強化を図るとともに、実施団体への支援措置の強化を図ること。
4. 北方四島における特別な制度の下での共同経済活動については、日露双方に有益なものとなることが不可欠であり、その協議に当たっては、北方四島に関する我が国の法的立場を害さないことはもとより、北方領土隣接地域の意見や元島民の財産権などに十分に配慮すること。
5. 北方領土隣接地域の振興等のため、公共事業等の北方領土隣接地域安定

振興対策事業としての優先採択を図ること。また、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく基金について、近年の低金利等の影響により運用益が大幅に減少していることから、これを踏まえた新たな財源対策などの支援措置の充実強化を図ること。

## 17. 拉致問題の早期解決について

北朝鮮は、昨年来、核実験や弾道ミサイルの発射など国際社会に対する威嚇を続けており、これら一連の暴挙は我が国の安全に対する重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安定を著しく害するものであります。

一方、拉致問題についてはストックホルム合意以降も進展が見られないばかりか、昨年、北朝鮮は我が国の制裁強化を理由に、拉致問題を含む日本人の調査の全面中止などを発表しました。北朝鮮の不誠実な対応は極めて遺憾であり、拉致被害者等ご家族のお気持ちを考えると深い悲しみと大きな怒りを感じます。

今年は横田めぐみさんらが拉致されてから40年、拉致が判明してから20年、北朝鮮が拉致を認めてから15年となります。結成してから20年となる家族会並びに救う会からも「今年中の全ての拉致被害者の救出」が強く求められておりますが、拉致被害者等やそのご家族はご高齢となり一刻の猶予も許されません。日本国民を救出することができるの日本国政府しかありません。

こうした中、国連安理会など国際社会においても北朝鮮に対して一層厳しい態度で臨む姿勢が示されています。また、北朝鮮の様々な暴走に対して各国の反発も高まっています。こうした国際社会の対応とも連携を図り、拉致被害者等の帰国とご家族との再会が一刻も早く実現するよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 朝鮮半島情勢に緊張感が高まっている中、有事の際には拉致被害者等の救出及び安全確保にあらゆる手立てを尽くすこと。
2. 関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら最優先課題として主体

的に取り組み、全ての拉致被害者等の一刻も早い帰国の実現に向け、早急に目に見える形で具体的な成果を出すこと。

3. 北朝鮮との協議に当たっては、これまでの交渉経過を踏まえつつ、北朝鮮の姿勢を変えるための戦略的な取組を新たに構築するなどにより、粘り強い交渉を継続すること。
4. 一刻も早く、失われつつある家族との時間を取り戻すという強い思いのもと、拉致被害者等の帰国に与える影響等を考慮の上、交渉期限の設定や首相特使の派遣、損害賠償の請求など、拉致問題解決に向けた北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を検討し、事態の打開を図ること。
5. 北朝鮮による拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。



# 東日本大震災からの復興、災害に 強い国づくりに向けた提言



## 東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から既に 6 年 5 か月が経過しましたが、被災地では、今なお約 9 万人もの被災者が仮設住宅等での避難生活を余儀なくされるとともに、大津波によって壊滅した市街地・集落の再建や事業活動の復興についても、人口の流出や高台移転、二重債務問題などの困難な課題が山積しており、進捗状況に遅れが見られるなど、依然として厳しい状況に置かれています。

北海道東北地方知事会としては、発災一月後に、北海道・東北地方が心を一つにして復興に向けた努力を積み重ねていくことを宣言するとともに、政府・与党に対して、被災された方々の生活再建支援をはじめ、復旧・復興に向けた強力な対策について、これまででも重ねて要請を行って参りました。

被災地においては、住民生活の安全・安心を一日も早く取り戻すため、また、流出した人口が回復し賑わいのあるまちを取り戻すために、早期復興に向け懸命に取り組んでいますが、財政面やマンパワー不足等多くの課題に直面しており、更に東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害によって生じた放射性物質による環境汚染や健康不安、農林水産物や観光等に対する風評被害、県境を越えた広域避難の長期化など様々な影響が東日本のみならず全国に及んでいるところです。

このような状況を踏まえ、復興の象徴となるプロジェクトの推進をはじめ、被災地の実情に応じた復興推進のための全面的な支援や、原子力災害からの安全・安心の確保を求めるとともに、東日本大震災、さらには平成 28 年熊本地震を踏まえた防災体制の強化、災害に備えた広域的高速交通ネットワークや公共インフラの整備など、将来を見据えた災害に強い国づくりに全力で取り組んでいただくことを、強く要請するものです。

## 1. 地域の実態に即した復興関連制度の確立

東日本大震災による被災地では一日も早い復旧・復興と産業の再生を図り、生活の安全と安心を取り戻すべく、今後、更に地域の実態に即した取組を可及的速やかに進めていかなくてはなりません。

については、早期復興に向け、被災地が地域の実情に応じ、また、北海道・東北地方全体の復興に向けて、主体的に取り組んでいけるよう、次の事項について強く要望します。

### (1) 財政支援の継続等

震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大、東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額など、通常より手厚い財政支援措置が講じられているところであるが、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が不可欠であることから、平成 27 年 6 月に決定された「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」及び平成 28 年 3 月に閣議決定された「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく特例的な財政支援を可能な限り拡充の上、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、復興への歩みを磐石にすること。

また、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」において、一般会計等で対応する事業とされた事業であっても、復興のために不可欠な事業であることから、国は平成 30 年度以降も引き続き必要な財源を確保すること。

加えて、国が行う被災地の復旧・復興については、国は平成 30 年度以降も必要な財源を確保し、被災地と一体となった復興の取組を継続する

こと。

- ① 復旧・復興事業に係る被災自治体の財政負担は、今後の復興の支障となる懸念があることから、地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること。
- ② 震災から 6 年が経過する中、被災地域においては、復興の進度に差異が見られる。

これまで、取崩し型復興基金や使途の自由度の高い交付金の創設など、従来の枠組みを超えた財源措置が講じられてきたところであるが、地域固有の新たな課題も発生していることから、それぞれの復興の状況に応じてきめ細かに対処できるよう、財源措置の充実を図ること。

- ③ 避難者を受け入れている地方公共団体の受入れに係る経費についても、災害救助法に基づく求償のほか、特別交付税等により適切に所要額を措置すること。
- ④ 東日本大震災に関連する復旧・復興事業は、当該年度内に終了しない場合、翌年度に予算を明許繰越とし、事業執行を行っているところであるが、マンパワー不足のほか、建設資材や作業員不足等の課題の発生により、明許繰越年度内に事業を完了できず、事故繰越となる可能性があることから、繰越手続の簡素化の措置を継続すること。

また、復旧・復興事業のうち平成 29 年度に事故繰越をした予算についても繰越年度内に完了しない事業を継続するために必要となる予算の再予算化の継続、それに伴う各種手続の簡素化・弾力化に加え、現在と同様の財政支援措置を講ずること。

## (2) 地方の創意工夫を發揮するための「復興交付金」の継続と十分な予算確保等

被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の制度継続と確実な予算措置を講ず

るとともに、その柔軟な運用を図ること。

① 複数年度にわたる復興事業については、必要な期間の交付金を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に十分に対応できる予算を確保すること。

② 基幹事業と関連し、使途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、事実上、対象となる事業が限られていることから、対象事業を拡大するとともに、基幹事業完了後、当初想定していなかった要因により不具合が生じた場合に、その不具合を改善することで基幹事業の効果を回復させる取組についても対象とすること。

また、一括配分について、事業着手前に担当省庁へ使途内訳書を提出する必要があり、事実上の事前同意と変わらない仕組みとなつてゐるため、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、使途内訳書については、事業着手後の提出で足りる運用とすること。

③ 基幹事業として交付対象となっている5省 40 事業を引き続き対象とするとともに、「なりわい」の再生に資する事業など、被災地方公共団体が必要とする復興事業について、更に交付対象を拡大すること。

④ 復興交付金の交付対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興枠）」・「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」等により確実な予算措置を講ずること。

⑤ 交付金事業計画の申請手続については、第2回目の提出分から書類の簡素化・省力化が図られたところであるが、一層の事務負担の軽減措置を講ずること。

### （3）放射性物質に汚染された廃棄物の処理の促進

農林業系副産物等の事故由来放射性物質に汚染された廃棄物が多量に

発生していることから、円滑に処分を進めるため、ごみ焼却施設の設備改修や最終処分場の拡張及び新設等への財政的支援を強化すること。

(4) 特定被災地方公共団体が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援  
膨大な災害廃棄物等を短期間で処理した特定被災地方公共団体は、一般廃棄物処理施設の更新を含めた処理体制の再構築が急務となっていることから、循環型社会形成推進交付金（復興特会）による財政支援を継続すること。

(5) 東日本大震災復興特別区域法の柔軟な運用の実現

① 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、次のような柔軟な運用を図ること。

- ・ 税制上の特例措置が適用される特区について、申請者が立案したコンセプトや設定した区域を十分に尊重し、柔軟な考え方や工夫を図ること。また、被災地の状況を踏まえ、十分な支援となるよう不斷に制度を見直すとともに、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収について、平成30年度以降においても従前と同様に補填されるよう確実に措置すること。
- ・ 被災住民の生活基盤の安定に密接に関係する規制、手続の特例については、被災地共通の現状と復興に向けてのニーズがあることから、区域ごとに個別の復興推進計画を策定するのではなく、一律に特例措置を適用すること。
- ・ 今後新たな特例措置の追加・充実などが提案された場合についても、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、可能な限り幅広く認めよう特段の配慮を行うこと。

② 現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係地方公

共団体の事務負担を軽減するため、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること。

#### (6) 復旧・復興に要する人的支援の継続

被災地方公共団体においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業を実施することが求められており、任期付職員の採用など独自の人員確保に努め、また、広域的な人的支援を頂いているが、人員不足の解消には至っていない。復興の推進のためには現場で実務を担当する職員の確保が引き続き必要不可欠なことから、全国の地方公共団体からの職員派遣に加え、国家公務員や独立行政法人、又は民間企業からの人的支援など、復旧・復興に要する人員確保支援の継続及び強化を図ること。

また、人的支援を実施する地方公共団体に対しては、厳しい財政状況や定員削減が求められる中においても人的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、引き続き特段の配慮を行うこと。

#### (7) 教職員の確保等に対する支援の継続

他都道府県に避難した児童生徒を含む被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の加配措置に加え、スクールカウンセラー等の配置への財政支援を避難した児童生徒の受け入れ地域分も含めて中・長期にわたり継続すること。

#### (8) 地域の実態に即した復興まちづくりの推進

防災集団移転促進事業について、市町村が被災した土地を買い取るための要件は、移転促進区域内の住宅用途に係る宅地及び農地となっていが、これを移転促進区域内の全ての土地が対象となるよう緩和すること。

## 2. 被災者の生活再建に向けた支援

東日本大震災により、被災者は、今もなお、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として厳しい状況に置かれていることから、被災者の早期の生活再建に向け、継続的かつ総合的な支援について強く要望します。

### (1) 被災者の生活支援にかかる財政支援の継続

被災者の福祉的サポート、健康支援、メンタルケア等を行う事業については、被災者支援総合交付金などを活用して実施しているが、これらの被災者の生活支援に関する各種事業について、平成30年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源の確保がなされるよう財政支援を継続すること。

### (2) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と国による財政支援

建設した応急仮設住宅の集約化に際し必要となる居住環境整備等に要する全ての経費を国庫負担とするよう災害救助法の対象経費を拡充するとともに、民間賃貸借上げ住宅の再契約に対する貸主の不同意やプレハブ仮設住宅の集約化等により、入居者が、その責めによらない理由により応急仮設住宅間で転居する場合の移転費用についても国による財政支援を行うこと。

また、災害救助費は当初に比べ大きく減少しているものの、救助事務費は災害救助費に比例して大きく減少するものではなく、救助が長期化する中で十分な財源の確保が図られないことから、応急救助の終了に伴い生じる経費も含め、必要な事務経費の全てを国庫負担の対象すること。

### (3) 個人の二重債務解消に向けた支援

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」による債務整理の成立割合は、相談件数の約2割と低調であり、住宅再建が進まない要因の一つとなっていることから、個人の住宅ローンや個人事業主の事業資金借入等に係る二重債務問題の解決に向け、現行制度の効果的な運用や法整備を含む新たな仕組みの構築など、国による積極的な対応を行うこと。

### (4) 住宅確保に向けた対策

被災市町村の復興状況に応じた災害公営住宅の整備を進めるため、引き続き、国による人的・技術的支援を行うこと。

また、広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災住宅の再建や修繕が早期に図られるよう、被災者生活再建支援について、被災者生活再建支援基金ではなく国の特別の負担により、近時の工事単価の上昇に対応した支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とするなど支援範囲の拡大等に加え、震災復興特別交付税の地方財政措置等による更なる拡充を図ること。

### (5) 心のケアの推進

東日本大震災の被災者的心のケア対策については、障害者自立支援対策臨時特例基金により岩手県、宮城県、福島県では平成23年度に心のケアセンターを設置し、平成25年度からは「被災者的心のケア支援事業補助金」として単年度ごとの補助金に変更となり、当該補助金は、年々減少傾向にある。

また、岩手県、宮城県、福島県以外の都道府県については、設置期限が平成29年度までとなっている自殺対策緊急強化基金の活用により、避難されている被災者的心のケアを含む健康支援について協力することとされている。

さらに、子どもの心のケア等に対しては、平成 25 年度までは全ての都道府県において「安心こども基金」を活用して実施することができたが、平成 26 年度からは「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として東日本大震災復興特別会計へ組替された結果、多くの受入自治体が対象外となっている。

心のケアは長期的な取組が必要であることから、事業の実施に支障が生じないよう、補助金の十分な確保を図るとともに、全額国庫による財政支援を継続すること。また、県内・県外を問わず全ての避難者を対象とした施策を講ずること。

#### (6) 被保険者の負担軽減

- ① 被災した国保被保険者の所得や資産価値の減耗による保険料（税）の賦課総額の減少に対する財政支援を講ずること。
- ② 平成 25 年度から実施している岩手、宮城、福島の被災 3 県に対する医療費の増加及び前期高齢者交付金の減少に伴う国民健康保険特別調整交付金による財政支援（平成 24 年度からの特定被災区域に対する財政支援を含む。）について、平成 28 年度は医療費の増加に伴う財政支援として被災 3 県のみに激変緩和措置が講じられたが、被災県に対しては、国保制度の安定した事業運営が図られるよう、国による十分な財政支援措置を講ずること。
- ③ 東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を講ずること。

#### (7) 広域避難者に対する生活支援の充実

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難先での生活が長期化してい

ることから、不慣れな土地で生活する全ての避難者が安心して生活できるよう、住宅、保健、医療、福祉、就労・就学など、避難生活の安定や、帰郷に向けて、継続的かつ総合的な支援を行うとともに、受入自治体等が実施する支援事業に対し、所要の財政措置を講ずること。

また、国による被災者の生活再建に向けた支援情報の充実を図るとともに、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、避難者の所在地等を正確に把握できる全国的な仕組みを作るなど、被災者に関する情報把握のための財政措置やシステム開発などの抜本的な対策を講ずること。

#### (8) 被災地の実態に合った子育て支援の強化

被災地の復興の力となる子どもたちの健全育成については、国が責任を持って支援することが必要であり、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進められるよう被災地の実態に合った施策の実施を全面的に支援すること。

### **3. 甚大な被害を受けた農林水産業・商工業・観光関連産業等の再建・経営支援及び雇用の確保**

東日本大震災では、農林水産業の生産基盤や商工業、観光関連施設等が甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、農林水産物の汚染や国内外における風評被害が発生するなど、北海道・東北地方全体の経済活動に大きな影響が生じました。

については、当該地域の産業が力強く復旧・復興を果たすことができるよう、次の事項について強く要望します。

#### **(1) 農林水産業の復旧・復興支援**

壊滅的な被害を受けた農林水産業の復興を促進し、生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めた全ての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を強化・継続することが必要であり、特に、地域の基幹産業である水産業については、漁業と流通・加工業を一体的に再生し、生産量の回復など早期の復興を図ることが必要であることから、次の措置を講ずること。

##### **① 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援**

漁業と流通・加工業の一体的な再生に向け、現行の高率補助による施設等の整備や、水産業の復興を担う生産者の確保・育成、被災海域における放流種苗の確保、流通・加工業者の事業再開と失われた販路の回復を促進するための支援を継続すること。

特に、福島県では、原子力災害の影響により、漁船、共同利用施設、養殖施設、種苗生産施設の復旧が遅れていることから、生産活動の回復が果たされるまでの間、漁業生産基盤整備等に対しての支援事業や、種苗放流支援事業を継続すること。

また、漁場のガレキ撤去や将来にわたる確実な処分についても全額国庫負担により継続的に支援すること。漁港や海岸保全施設等の早急な復旧に向けても継続的な支援を行うこと。

さらに、国等の関係機関による技術者等の派遣など水産業の早期復興に向けた人的支援を継続・強化すること。

## ② 農業・農村の復旧・復興支援

農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援を継続すること。

また、共同利用施設の復旧や営農再開に必要な農業機械・資機材の導入、放射性物質の吸収抑制対策、自給飼料生産・調製再編支援等を行うための東日本大震災農業生産対策交付金については、平成30年度以降も必要な予算を確保すること。

## ③ 災害に強い森林づくりの推進

森林の健全化を通じて、森林からの放射性物質を含む土壤の流出抑制と、被災地の森林・林業・木材産業の再生・復興に寄与する「森林整備事業（災害に強い森林づくり）」は、原子力災害に特有の課題である放射性物質で汚染された森林への対応など、東日本大震災からの復旧・復興に不可欠な取組であることから、平成30年度以降も十分な予算を確保するとともに、財政支援として震災復興特別交付税の措置を継続すること。

## ④ 海岸防災林の復旧・整備

海岸防災林の復旧・整備については、完成まで長期間を要することから、成林するまでに要する経費も対象とするよう現在の補助事業を拡充し、十分な予算を確保するとともに、震災復興特別交付税等の措置を継続すること。

また、海岸防災林の復旧・整備に向けた人的支援を継続すること。

## ⑤ 被災農林漁業者等への復旧・復興に向けた支援の継続

被災農林漁業者等の経営再建はいまだ途上にあることから、制度資

金に係る利子助成、保証料を負担する際の助成、償還期限及び据置期間の延長等の特例措置を平成30年度以降も継続すること。

⑥ 農林水産業の6次産業化の充実・強化

東日本大震災の被災地において、早期復興の観点から農林水産業の加工・販売、地域資源を活かした産業創出などの6次産業化を通じ新たな雇用、所得を創出することが喫緊の課題となっていることから、6次産業事業体の取組に対し出資、経営支援を行う措置を充実・強化すること。

(2) 「復興特区」等による産業集積支援

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講ずること。

① 「復興特区」による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した復興産業集積区域について、区域及び業種の追加に当たっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること。

また、復興特区における税制上の特例措置については、被災地の状況を踏まえ、十分な支援となるよう不斷に制度を見直すとともに、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収について、平成30年度以降においても従前と同様に補填されるよう確実に措置すること。

なお、適用要件の緩和についても、被災地の声を十分に反映し、改善すること。

② 企業立地に対する支援

津波被災地域等の復興を促進するために創設された津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、被災地域の企業立地と雇用創出にとって大きな効果があることから、被災地における産業復興の実

情に応じ、事業実施に十分な予算を確保すること。

併せて、新たな工業用地整備及び工場用地への光回線等の通信インフラ整備に対する支援措置を創設すること。

### (3) 被災企業等への支援策の拡充

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また、内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、地域経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業等に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講ずること。

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による地域の実情に合わせた積極的な支援を引き続き行うこと。

#### ① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災自治体の復興計画が大きく影響するところであり、土地の嵩上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、平成30年度以降も引き続き事業実施を継続することや手続簡素化の措置の継続及び繰越年度内に完了しない場合の再交付に必要な予算の再予算化の継続を認めるとともに、要件緩和等制度の拡充を図ること。

併せて、個々の施設・設備整備に係る一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと。

#### ② 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続

沿岸部の商工会等及び事業協同組合等についても、移転先の目処が立たないなどの理由により、事業着手までに相当の時間要することから中小企業組合等共同施設等災害復旧事業を継続して実施すること。

なお、商工会等施設復旧事業については、避難指示区域等に所在する商工会等が、避難指示区域等の設定が解除され次第、率先して地元に戻り中小企業等の事業再開支援ができるよう、その実施期間及び予算の十分な確保に特段の配慮を行うこと。

③ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（商業施設等復興整備補助事業）に係る拡充等

被災地における商業機能の早期回復に大きな役割を果たすことが期待される商業施設等復興整備補助事業について、平成 30 年度以降も必要な基金の積み増しを行うとともに、被災前の施設規模や資材高騰の影響等により、補助金の所要額が 5 億円を超える場合も想定されることから、補助金交付上限を引上げること及び市町村長等が策定する「まちなか再生計画」の認定に当たり、手続を迅速に行うなど被災地の実情に応じて柔軟に対応すること。

④ 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

上記①、②及び③において、当該補助金の自己負担部分に利用できる被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金についても、需要に応じて必要な予算措置を行うこと。

⑤ 金融支援の継続

被災企業の資金調達手段を今後も確保するため、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成 30 年度以降においても継続するなど被災企業が資金繰りに支障を来さないよう対策を講ずること。

（4）被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援

① 事業復興型雇用確保事業の要件緩和等

事業復興型雇用確保事業については、復興に必要不可欠な事業であることから、実施期間を延長するとともに、人材確保が図られるよう、

対象労働者の要件を緩和するなど、より簡素で手厚い制度にすること。

② 新卒者に対する就職支援の継続

地元就職を希望する新規高卒予定者の就職環境を踏まえ、求人の確保・拡大や被災地に考慮したきめ細かな就職支援を継続すること。

③ 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）の要件緩和

「特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）」に係る要件を緩和し、震災時から引き続き被災地域に居住している求職者すべてを対象労働者とすること。

## （5）観光復興に向けた支援策の拡充

① 観光復興への支援

震災や放射性物質による風評の払拭に向けた国内外への正確な情報の発信、誘客促進のための二次交通の整備や国外向けの重点的なプロモーションなど、総合的な支援措置を講ずること。

また、東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化させることを目的に平成 28 年度に創設された東北観光復興対策交付金をはじめとする支援については、東北の外国人観光客数の伸びが全国の伸びに追いつくまでの間、継続・拡充すること。

② 数次査証の発給基準の緩和

被災地などの観光地へ外国人旅行者を増加させるため、北海道・東北地方が一丸となって安全・安心や隣県と連携した旅行コースを P R し、当地方への訪日外国人の誘客に取り組むため、平成 24 年 7 月から実施されている中国人観光客に対する数次査証（ビザ）の発給について、その対象を東北六県と同じ発給基準のもと、北海道及び新潟県に拡大すること。

## 4. 地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興

東日本大震災では、東北地方太平洋側沿岸部を中心に、地域住民の生活の足として、また、物流の動脈として極めて重要な役割を担っている鉄道（JR線、第三セクター鉄道線、地下鉄等）や離島航路、バス等の公共交通インフラが壊滅的な被害を受け、震災から6年5か月が経過した現在も一部路線で運休や暫定ダイヤ等による運行（航）が続いているほか、被災や利用者の減少により公共交通事業者の経営状態は引き続き厳しい状況にあります。

また、地震及びこれに伴う大津波は、沿岸地域を中心に壊滅的な被害をもたらし、産業活動の全てが甚大な被害を受けたことから、住民生活の安全・安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、公共施設の早期復旧や整備を図る必要があります。

被災地が今後、復興に向けて力強く歩みを進めていくためには、被災地の地域交通の維持・確保に向けた公共交通インフラをはじめとした、地域の安全・安心と生活を支える公共インフラの早期復旧・復興が不可欠であることから、次の事項について強く要望します。

### （1）被災したJR各線の早期復旧への支援

東日本大震災で被災したJR各線は、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされているところであり、東日本旅客鉄道株式会社に対し、早期の復旧に向けて必要な指導・助言を行うこと。特に、JR常磐線の避難指示区域内での復旧については、原子力政策を推進してきた国が責任を持って、財源措置を含めて全線復旧を確実に促進すること。

また、復旧後に三陸鉄道への経営移管が予定されているJR山田線（宮

古・釜石間）の円滑な移管及び移管後の持続的な経営の確保に向けて十分な支援を行うこと。

併せて、被災地のまちづくりや駅舎移設などにより現状での復旧に比べ増加する事業費について、自治体の負担が生じないよう、財政支援を図ること。

#### （2）復興に向けた広域道路ネットワーク網の整備促進

今回の大震災において、三陸縦貫自動車道や常磐自動車道等をはじめとする高規格幹線道路網が「命の道」として重要な役割を果たしたところであります、三陸沿岸道路や、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線、みやぎ県北高速幹線道路及び相馬福島道路は復興のリーディングプロジェクトとして、早期完成に向け引き続き整備を促進すること。

#### （3）災害に強い交通ネットワークの整備の促進

被災地域と避難先や内陸部後方支援拠点等を結ぶ道路等の災害に強い交通ネットワークの整備も重要であり、復興交付金で措置されない事業については社会資本整備総合交付金（復興枠）で採択するとともに、予算枠を拡大し、復興事業が終了するまで制度を継続すること。

#### （4）地域公共交通の維持・確保に係る被災地事業の確実な予算措置

被災した県における地域公共交通の維持・確保については、沿岸市町村のほか内陸市町村の輸送量が依然低迷している状況にあることから、地域の生活交通確保のため、バス事業者に対する運行欠損額の補助を行う被災地域地域間幹線系統確保維持事業について、平成32年度まで支援が継続されることとなったが、確実な予算措置を講ずるとともに、被災地のまちづくりの実態に応じた補助対象の拡大や補助要件の緩和を図るなど、被災地交通を確保するための適切な制度運用を図ること。

## (5) 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助の継続

被災した社会福祉施設等に対する災害復旧費国庫補助金については、被災市町が進める高台移転等による新たなまちづくりと歩調を合わせて再興を予定している施設や原発事故により避難先での仮設施設の建設を考えている施設もあり、復旧完了までに相当の時間がかかることから、全ての施設の復旧工事が完了するまで、必要な時期に資材価格等の高騰にも対応した補助が確実に受けられるよう予算措置を講じ、補助を継続すること。

## (6) 医療施設の復旧・復興に対する継続的な支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、まちづくりや住宅再建の進捗など状況の変化に対応しながら復興を着実に進めるためには、復興が完了するまで安定した財源の確保が必要であるため、地域医療再生基金について、交付金の年度間の柔軟な運用を可能にすること。

## (7) 公立学校施設の災害復旧に係る財政支援の拡充等

津波被害により高台移転を予定している学校等について、被災地でも人件費や建築資材の上昇による建設工事価格の上昇に対応した新築復旧単価の見直しが平成28年6月に行われたが、引き続き上昇傾向にあることから、今後も被災地の状況に応じ、適時適切な財政支援措置を講ずることにより地方の超過負担が生じることのないよう配慮すること。

## (8) 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

津波や原発事故により被災した社会教育施設の一部は、現地再建が困難であり、移転場所の選定作業を含めた復旧完了までに時間がかかるこ

とから、平成 30 年度以降も全ての施設の復旧工事が完了するまで人件費や資材価格の上昇等に対応した予算措置を講じ、公立社会教育施設災害復旧補助金の交付を継続すること。

## 5. 原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保

東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害は、放射性物質の飛散による健康への不安、農林水産物や土壌等の汚染、さらには製造業や商業・観光業等、様々な分野における風評被害など、国民生活はもとより日本の産業・経済に深刻な影響を及ぼしていることから、一刻も早い原子力災害の収束を求めるとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について強く要望します。

(1) 東京電力福島第一原子力発電所においては、廃止措置に向け、汚染水対策を含めた中長期ロードマップに基づく取組を国が前面に立ち責任を持って進めること。

また、汚染水問題をはじめとする廃炉に向けた取組が、安全かつ着実に進むよう、国は東京電力に対する指導・監督を徹底するとともに、国内外の英知を結集し、総力を挙げて取り組み、確実に結果を出すこと。

(2) 廃止措置を進めるに当たっては、あらゆるリスクについて不斷に検討し、必要な対策を講ずるとともに、設備の信頼性向上、現場におけるリスク管理の徹底と各対策の重層化を進めること。

また、今後長きにわたる廃炉作業を支える作業員や現場を管理できる人材の計画的な確保・育成や雇用の適正化、作業環境の改善、労働災害の防止等が確実に行われ、作業員が安定的に、安心して働くことができる環境の整備を東京電力に求めるとともに、国も一体となって取り組むこと。

さらに、国はこれらの取組に対する現場を含めた監視体制を強化し、より一層の安全確保に努めること。

(3) 汚染水問題については、原子炉建屋等への地下水の流入抑制対策や海への流出防止対策を予防的・重層的に講ずるとともに、汚染水を増やさないための抜本的な対策に総力を挙げて取り組むこと。

また、海域モニタリングの実施状況等について国内外へ正確な情報を提供するなど、風評対策に万全を期すこと。

(4) 原子炉建屋の解体やガレキ撤去作業をはじめ、放射性物質を飛散させる可能性がある取組においては、飛散を防止する対策とダストモニタやモニタリングポストによる周辺環境の監視を徹底して行い安全を確保するとともに、作業の全体計画や作業状況、モニタリングの結果等について、適時適切に情報提供を行うこと。

(5) 今後の廃止措置の取組においては、情報提供の徹底はもちろんのこと、公開された情報の持つ意味が分かるよう、国民の立場に立った情報公開を行うとともに、国民に対する説明責任を果たすよう、国は東京電力を指導・監督すること。

(6) 環境中に放出された放射性物質の影響については、水、大気、土壤、水道水、農林水産物などに含まれる放射性物質や空間放射線量に関して総合的かつ長期的にモニタリングを実施するとともに、人体への影響や放射性物質の移動・移行状況等に関して科学的根拠に基づいた正確な情報を、国内外へ迅速かつ分かりやすく公表し説明すること。

また、森林内の空間線量率や落葉層及び土壤、立木の放射性セシウム濃度について、詳細かつ継続的に調査して汚染の実態を明らかにするとともに、調査により明らかとなった森林及び立木の汚染状況に応じた森林除染や立木利用の基準を早急に示すこと。

さらに、林野火災跡地における放射性物質の動態調査等を行うとともに、再拡散防止対策や森林復旧対策等、必要な措置を講ずること。

加えて、地方公共団体や事業者が行う放射性物質検査等に係る費用については、検査に要する人件費、検査機器購入費・維持費、賠償請求のための事務費を含め全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払うこと。

(7) 食品中の放射性物質の基準値について、国民が正しく理解できるよう、設定根拠や安全性を丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を講ずること。

また、中古車をはじめとした工業製品等個々の放射線量の規制基準を直ちに定め、取扱いについてのルール作りを行うとともに、業界への指導や基準値を超える製品の回収・損失補償など適切な対策を講ずること。

(8) 出荷や摂取が制限されている全ての品目について、具体的な解除要件や解除に向けた手法を明示すること。特に、野生の山菜、きのこについては、採取可能な時期が限られていることに加え、検体量確保が困難であることなどから、地方自治体等による実態に即した検査の結果を踏まえ、より現実的な解除要件とするなど、柔軟に対応すること。

また、野生鳥獣の肉については、解除要件である全市町村で3検体以上の確保は現実的に不可能であり、部分解除等を含め、より実態に即したものとすること。

(9) 放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の主体的責任の下、フォローアップ除染等の追加的な措置や森林除染への対応、除去土壌の早期の搬出や仮置場等の適正な管理など必要な除染等の措置を確実に実施すること。

また、特定復興再生拠点区域をはじめとする帰還困難区域の除染について、関係市町村の実情に配慮しながら、確実に対応すること。

農業用ダム・ため池の対策については、被ばく低減を目的とした除染事業と、営農再開・復興を目的とした福島再生加速化交付金事業の二本立てとなったことから、それぞれの対策において、着実に推進させるために十分な予算を確保するとともに、推進体制の強化を図ること。

また、森林の除染や放射性物質対策については、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、調査研究等、森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえ、実効性のあるきめ細かな対策を講ずるとともに、中長期的な財源を確保すること。

さらに、除染に伴い毀損した財物の原状回復費用を補償するとともに、除染に要する費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

加えて、放射性物質に汚染された道路側溝堆積物や河川堆積土砂など放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染以外で生ずる土壤等の処分を推進するため、国の責任の下、具体的かつ効果的な撤去及び処理対策を講ずること。また、除染等に伴って生じる除去土壤等について、仮置場や一時保管場所から搬出できるよう、最終処分の方針を早急に示すとともに、その最終処分先の確保については、周辺住民等の理解が得られるよう、国が責任を持って対応すること。

(10) 放射性物質に汚染された災害廃棄物や浄水発生土、汚泥、焼却灰、建設・農林業系副産物（土砂、土壤等を含む。）などの廃棄物等の処分に關し、放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物等については、国の責任において最終処分のために必要な体制及び施設等を早急に整備し、迅速かつ適切に処理すること。

放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下の廃棄物等は、一部処理が進ん

でいるものもあるが、焼却灰や汚染された建設・農林業系副産物などは、多くが処理施設が確保されずに保管されたままであることから、引き続き、国の責任の下、具体的、実効性のある処理対策を講ずること。

また、帰還困難区域における復興事業等に伴い発生する廃棄物については、国の責任において処理すること。

なお、これらの廃棄物等の保管や処理に要した費用について、今後発生するものも含め、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とし、迅速に支払いを行うこと。

(11) 畦畔草や果樹せん定枝などの野焼きについては、周辺地域への生活環境に与える影響が軽微であるとして廃棄物処理法第16条の2第3号で例外的に認められているが、放射性物質に汚染された畠畔草や果樹せん定枝などについて、引き続き野外焼却を可とするか否かの判断基準（科学的根拠）を明確に示すこと。

## 6. 原子力災害による避難者への支援と風評・風化対策、損害賠償、地域の再生

原子力災害に伴い、今なお多くの被災者がふるさとを離れた避難生活を余儀なくされ、将来に大きな不安を抱えている状況にあります。

また、農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、さらには農林水産業、製造業、観光業などにおける風評被害、精神的損害、勤労者の就労不能等に伴う損害など、広範な分野・領域で長期にわたる損害が生じています。

こうした避難者への支援や風評・風化対策、損害の賠償をはじめとした原子力災害からの復興・再生については、原子力政策を進めてきた国として責任を持って対応すべきことから、次の事項について強く要望します。

(1) 避難者が安心して生活できるよう、希望の持てる施策と今後の見通しを明確に示した上で、生活の支援、絆の維持及び新たな環境でのコミュニティの形成等のための取組の充実を図るとともに、生活再建に必要な財政支援を行うこと。

避難先における保健・医療・福祉サービスが不足している現状を踏まえ、避難者が避難先において必要なサービスを受けることができるよう、医療・福祉施設の充実や医療従事者の確保などに対し適切な支援を行うこと。

併せて、避難地域の医療機関においては再開が困難な状況が続き、避難者の帰還に影響が生じているため、全ての避難指示区域が解除され、避難地域の生活環境が完全に回復するまでの期間について、避難地域における二次医療提供体制の整備や医療機関の再開・新設・運営等に必要な経費及び医療従事者の確保に対し、国が実効性のある支援を行うこと。

また、県境を越えた広域避難が長期化している避難者の厳しい生活状

況を踏まえ、避難者向け借上住宅の住み替えに対する災害救助法の柔軟な運用や高速道路無料措置の延長、心のケア、子どもたちの健全育成に向けた子育て支援の強化など、避難者の生活支援の充実のみならず生活環境の整備とともにすべての避難者が生活再建できるよう、様々な選択肢の提示も含め、支援の充実を図ること。

さらに、避難者支援を行う地方公共団体等の負担を前提とせず、必要な財政措置を行うこと。

(2) 今回の原子力災害により、国内外に生じている広範な風評の払拭を確実に実現すること。

とりわけ外国政府及び海外の航空会社や船会社等に対して、隨時、正確な情報を発信するとともに、海外向けの重点的なプロモーションや、査証（ビザ）発給条件の更なる緩和等海外からの誘客促進につながる取組を行うこと。

また、原子力発電所事故の影響に係る農林水産物等の信認回復を早急に図るとともに、農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、WTOなど国際機関の活用も含め、正確な情報発信や輸入規制の撤廃等、輸出再開の早期実現及び輸出促進のための取組を強化すること。特に、韓国にはホヤ・ホタテ・スケトウダラなど多くの水産物が輸出されているが、平成25年9月に韓国が我が国に水産物の輸入規制を課しており、また、台湾は平成27年5月に一部地域の水産物を含む食品の輸入に際し放射性物質検査証明書の添付を義務付けるなど、規制を強化した。これらの規制は、復興の途にある水産業において深刻な問題となっており、韓国、台湾等諸外国・地域に対し、科学的な根拠に基づいた冷静な対応を強く求めるとともに、速やかに輸入規制を解除するよう、強力に働きかけること。併せて、これらの状況などについて、これまで国から説明が少なく、見通しが不透明であり事業者の不安が募る一方であることから、まずは

国において、取組状況及び関係国の反応を関係道県に対してしっかりと説明し、これを継続して行うこと。

加えて、水産物の放射性物質モニタリングについては、いまだに風評被害が収束しておらず、国内流通や輸出促進において大きな足枷となっていることから、平成30年度以降についても、これまでと同規模の調査を継続して実施し、結果を国内外に広く公表して安全性のPRを積極的に行うこと。

さらに、道県や市町村、事業者等が実施する国内外からの誘客促進や農林水産物、加工食品、工業製品等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などの風評被害対策事業に対する支援を充実すること。

(3) 避難している子どもたちがいじめに遭う事例や、社会的影響力のある方による心ない発言など、原子力発電所事故の影響による放射線に対する偏見や誤った理解が広く存在し、福島県への負のイメージが固定化している。このため、国民に正確な理解を促す放射線リスクコミュニケーションを更に推進すること。

(4) 長期間にわたり被災地が復興に向けた取組を進めていくためには、被災地への理解に加え、継続した支援が必要であるが、時間の経過とともに、震災の記憶の風化が進んでいることから、国として風化防止に取り組むこと。

また、震災遺構の保存や撤去に対する財政支援を長期的に継続すること。

(5) 原子力発電所事故がなければ生じることのなかつた全ての損害について、被害の実態に見合った賠償が確実かつ迅速になされるよう東京電力を指導すること。

また、被害者に多大な負担を強いている損害額確定までの審査事務等の改善についても東京電力を指導すること。

さらに、国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。

あらゆる風評被害について、損害の範囲を幅広く捉え、風評が完全に払拭されるまで確実に賠償の対象となるよう、原子力損害賠償紛争審査会において指針に早急に明記すること。

地方公共団体の損害に係る賠償について、住民の安全・安心を守るために行っている様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施している風評被害対策などの事業に要する費用及びそれらに係る人件費並びに税収減等についても、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、確実に賠償がなされるよう、東京電力を指導すること。また、財物に関する賠償についても、国において賠償基準を早急に明示し東京電力に対し速やかに賠償するよう指導すること。

消滅時効への対応について、東京電力に対して、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないよう指導すること。

東京電力が、出荷制限指示や風評被害による対象產品等の営業損失に係る賠償金額から事業者の営業努力等による売上高の増加額を控除していることについて、営業損害を被った事業者の特別な努力を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が行われるよう東京電力を指導すること。

(6) 原子力発電所の事故による災害という特殊な諸事情を鑑み、避難解除等区域等の復興、地域コミュニティの再構築、健康上の不安の解消など

安全・安心に暮らせる生活環境の実現、産業の回復、新産業の創出等の地域の復興・再生に不可欠な事業を実施するとともに、必要な予算を十分に確保すること。

- (7) 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（通称「子ども・被災者支援法」）に基づく被災者生活支援等施策の推進に当たっては、被災者の実情等を踏まえた上で健康や医療の確保、子育て支援、住宅の確保など個別施策の充実を図り、地方公共団体の財政的負担が生じることのないよう、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。また、原子力災害の長期化に伴い新たに生じる課題に対しても、迅速かつ柔軟に対応すること。
- (8) 住民の長期にわたる健康の維持・増進を図るため、独自にホールボディカウンターによる内部被ばく検査等を実施している市町村があることから、これらの市町村のホールボディカウンター導入・運用等に係る経費に対する財政措置を講ずること。また、原子力発電所事故後の屋外活動の制限等により、子どもたちの体力低下や肥満など、将来にわたる健康リスクの増大が懸念されるため、健康を守る施策を実施するとともに、継続的に、必要かつ十分な財源措置を講ずること。
- (9) 避難地域の復旧・復興に向け、「避難等区域復興再生計画」に位置づけた、道路等の広域インフラの整備を早急に進めるべく、社会资本整備総合交付金（復興）等復興予算の拡充・継続による必要な財源の確保など、特段の配慮をすること。
- (10) 帰還困難区域の復興・再生に向け、「特定復興再生拠点区域再生計画」

の認定に当たっては、市町村の計画を最大限に尊重し、それぞれの地域の実情に応じた復興・再生に取り組むことができるようすること。また、特定復興再生拠点区域の整備においては、十分な予算を確保するとともに、除染はもとより、廃棄物や建設副産物の処理を国の責任の下で最後まで確実に行うこと。

併せて、帰還困難区域全体の復興・再生に向けた市町村による中長期的な構想をしっかりと受け止め、市町村の取組を最大限に支援し、将来的に帰還困難区域の全ての避難指示を解除すること。

(11) 原子力発電所の長期運転停止や廃炉による立地地域の産業・経済の停滞に対して、国は、これまで住民の理解を得ながら国策に協力してきた立地自治体の現状や意向等を十分踏まえ、自治体が独自の産業・雇用対策を実施するための交付金制度の充実や創設など、立地地域の実情に即した経済・雇用対策を早急に実施すること。

## 7. 大震災を踏まえた防災体制の強化

我が国の防災体制については、甚大な被害を受けた東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえ、被災地域のみならず国全体として、見直しや再構築を行うことが重要です。

また、原子力防災については、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応を徹底的に究明し、検証の結果を踏まえた上で、十分な対策を講ずる必要があります。

併せて、平成28年3月の原子力関係閣僚会議において決定された「原子力災害対策充実に向けた考え方」の実施に当たっては、地方自治体の意見を十分に反映し、政府一丸となって対応する必要があることから、次の事項について強く要望します。

(1) 政府の地震調査委員会が行う「地震活動の長期評価」の日本海東縁部を含めた早急な見直しと地震・津波観測体制の充実・強化、大震災の被害状況等の適切な分析評価に基づく津波対策等の防災計画の更なる見直しを実施すること。

(2) 甚大で広範囲な津波被害を想定した防潮堤、海岸防災林等の防災施設、避難路や多重防御を目的とした二線堤、防災行政無線等のハード整備及び発災時の迅速な避難を可能にするソフト施策を組み合わせた総合的な防災対策の推進に対し、全面的な支援と財政措置を講ずること。

特に漁港区域内に相当の延長で存在する防潮堤未整備区間の解消は、十分な津波防護効果を発揮するために必要不可欠であることから「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」については、平成30年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保すること。

併せて、新たな想定津波に対応する防潮堤における膨大な数の水門・陸閘の一元的な制御等の高度管理システムの運用に対する財政措置を講ずること。

(3) 多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や、支援物資の緊急輸送など、万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路については、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備と適切な維持を行うこと。

(4) 災害拠点病院をはじめとした医療・福祉施設における災害用施設・設備整備（耐震化、自家発電装置、給水設備、通信機器の整備等）に対する財政措置の継続及び拡充を図るとともに、市町村が既存施設を福祉避難所として活用するために必要な施設のバリアフリー化や設備整備、物資の備蓄等に対する財政措置を講ずること。

併せて、流通備蓄拠点連携による配送燃料、電力、給水はもとより医薬品、医療材料及び要配慮者に配慮した「特別用途食品」等の確保体制を構築すること。

(5) 大規模災害時において応援部隊の一時集結場所や活動拠点、援助物資の中継拠点等となる広域防災拠点の整備に対し、全面的な財政支援を行うこと。

また、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアについては、道の駅も含めて、運転手の休憩施設としての機能に加え、自家発電や防災用の備蓄倉庫の整備等、防災機能を併せ持った避難施設として活用することが非常に重要であるため、沿岸地方公共団体の復興まちづくり計画や地域防災計画を踏まえ、防災拠点として既存のパーキングエリアやサービスエリアを活用するほか、新たな施設整備を行うこと。

なお、高速道路のパーキングエリアやサービスエリアは、避難施設及び防災拠点として活用されるだけでなく、緊急消防援助隊の進出拠点としても重要な施設であることから、併せて円滑な受入体制の構築を図ること。

(6) 広域災害時に救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる広域防災機能と、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の代替機能を併せ持った拠点施設を、国の責任において首都圏から近い東北地方に整備すること。

(7) 災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師など保健・医療・福祉の専門職員が行う、緊急に必要な介護等の支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助等の要配慮者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置づけること。

また、避難所等において、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、国において当該チームなどを含む専門職員の派遣調整システムを構築すること。

併せて、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来すことのないよう、十分な財政措置を講ずること。

(8) 避難所等での生活の長期化などにより、感染性胃腸炎やインフルエンザ等、感染症の集団発生に伴う健康被害の発生が懸念されるため、災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「感染症対策」を規定し、災害時の避難所等における感染症の発生予防及びまん延防止に係る支援が、

災害救助の基本施策の一つであることを同法に明確に位置づけること。

また、災害発生時の感染症対策を迅速かつ円滑に行うための取組を全国的に推進し、被災地における感染症に係る健康危機事案の未然防止を推進すること。

(9) 水道施設など日常生活に不可欠なライフラインについては、耐震化を早急に進めるため、補助対象を拡大するとともに、十分な財政措置を講ずること。

(10) 公立学校施設の整備については、学校施設の耐震化等を推進する上ですべての事業が円滑に実施できるよう、当初予算において必要な財源を確実に確保すること。

また、私立学校施設の耐震化については、公立学校並みに補助率を引上げるなど、施設整備に係る助成制度の充実を図るとともに、県独自に嵩上げ補助を実施する場合には、交付税措置等の財政支援措置を講ずること。

なお、平成 29 年度予算においても、所要額を確保し、私立学校の耐震化事業に支障を来すことのないよう十分な財政措置を講ずること。

(11) 地方負担を伴わない補助制度の創設など、民間建築物・住宅の耐震診断及び改修工事への財政支援措置を拡充すること。

(12) 省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織を創設するなど、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すること。

- (13) 現行の法体系では、応援に要した費用は被災した地方公共団体が負担することとなっているため、被災した地方公共団体が応援の要請をためらう要因となっていることから、広域応援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度とすること。
- (14) 広域避難体制について、発災直後から、住民、地域、医療機関、福祉施設、民間企業及び官公庁などの広域避難の調整が緊急に必要となる事態も想定し、これら住民・諸団体等の広域避難に対して、受入側の地方公共団体の長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すること。
- (15) 災害救助法について、広域避難受入も想定し、期間制限や現物給付原則等の資金使途制限を撤廃するとともに、全額国庫負担とした上で、国への直接請求を可能とする制度とすること。
- (16) 避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や地方公共団体等の諸主体が実施する初動期段階の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったが、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止について法整備を行うこと。
- (17) 今後の大災害における被災リスクの最小化に向け、首都圏等に集中するデータセンターや生産拠点などの国内分散化を促進するための支援制度を拡充するとともに、首都行政機能の継続を図るための代替拠点を全国に複数設けるなど、バックアップ体制の整備を加速すること。
- (18) 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧・復興に至る事務や権限及び

財政負担等の役割分担を含めた災害対策法制等の見直しを行うこと。

(19) 緊急時対応における役割分担のあり方として、広域自治体と基礎自治体の役割を踏まえた制度を維持し、発災時における一元化対応を損なうことのないようにすること。

また、地方や民間の主体的な活動を原則としつつ、それで対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

(20) 国土強靭化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう全国防災事業に代わる新たな制度の創設並びに平成32年度までとされている緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(21) 広域応援・受援体制については、D M A T（災害派遣医療チーム）、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、T E C – F O R C E（緊急災害対策派遣隊）、行政版D M A T（被災経験自治体による支援チーム）など各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。

(22) 原子力災害を含む複合災害対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、従来の省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応を可能とする体制を整備すること。

(23) 原子力防災対策の推進

① 原子力災害に備えた防災対策については、地域の実情を考慮した上で、原子力災害対策指針、防災基本計画等について不断の見直しを行い、最新の知見を反映させるとともに、地域防災計画の見直しや避難計画の策定に向けた支援を行うこと。

また、緊急時のモニタリング結果については、国が責任を持って住民に速やかに分かりやすくかつ丁寧に公表すること。

さらに、災害の特殊性に鑑み、原子力災害対策重点区域外も含め、放射性物質への防護機能を有する一時避難所や病院等への防護設備の整備、避難手段の確保、安定ヨウ素剤の適時適切な配布、拡散計算を含めた情報提供など、地域の実情に応じた実効性のある原子力防災対策が実施できるよう、全面的な支援と財政措置を講ずること。

② 福島第一原子力発電所事故から得られた知見はもとより、国内外における最新の知見を収集し、規制基準を絶えず見直していくこと。また、原子力発電所内の緊急作業時における被ばくに関する規制の改正がなされたところであるが、原子力発電所外においても更に迅速な対応が図られるよう法制度を見直すとともに、自衛隊の通常任務に原子力災害対応を追加するなど、国の責任において緊急時に原子炉の冷却や住民避難の支援等が可能な装備を持ち、現場対応ができる部隊を設置すること。

③ 原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める」という組織理念を達成するため、新たに設置した「監査・業務改善推進室」を有効に活用するにとどまらず、組織全体の健全性や信頼性を評価する外部機関を新たに設置し、地方公共団体の幅広い意見に真摯に耳を傾け、真に国民の理解と信頼が得られる組織とすること。また、規制基準適合性審査など原子力安全規制の取組状況や安全性については、原子力規制委員会が責任を持って、国民及び地方公共団体に対し、明確かつ丁寧な説明を行うこと。

## 8. 広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備

東日本大震災では、北海道各港や青森港及び日本海側の道路・空港・港湾等の公共インフラが、甚大な被害を受けた太平洋側の代替機能を担い、復旧・復興支援や東北地方の生活・経済活動維持のために重要な役割を果しました。

しかしながら、北海道・東北地方においては、太平洋側や日本海側を縦貫する「縦軸」と、太平洋と日本海を結ぶ「横軸」のネットワークが脆弱であるため、その役割を十分に発揮できていない状況にあります。

また、地球規模での経済活動・社会交流が進展する中で、特にアジアの力強い経済成長を我が国経済に取り込むためにも、日本海側と太平洋側を格子状に結ぶ災害に強い高速交通ネットワークの構築や空港・港湾施設等の機能強化が求められています。

北海道・東北地方の持続的な発展、さらには、大規模災害時などに多重性（リダンダンシー）を確保する観点から、国の責任において、人・物の交流を活性化させ、各地域が相互に補完し合う広域的にバランスの取れた高速交通ネットワークの形成と公共インフラの整備を早急に推進することを提言します。

(1) 必要な予算額を確保し、地方負担の軽減を図りつつ、北海道・東北地方の「縦軸」と「横軸」となる高規格幹線道路等のミッシングリンクを解消するなど、格子状骨格道路ネットワークの整備を加速すること。

併せて、大規模災害時に救急救命や物資の輸送で大きな役割を果たす高規格幹線道路については、最低でも4車線化すること。

(2) 国内外を結ぶ旅客・物資輸送ネットワークと大規模災害時における相

互補完性を確保する観点から、地方航空路線及びフェリー定期航路の維持・拡充並びに災害時の拠点となる空港・港湾施設等の一層の機能強化を図ること。

(3) 地域内外を結ぶ鉄道ネットワークの強化と災害時における旅客・物資輸送ルートを確保する観点から、新幹線の整備促進、地域鉄道を含む在来線の高速化の促進や老朽化施設の更新など、安全・安定輸送の確保を図ること。

## 9. 世界に開かれた復興プロジェクトの実現

東日本大震災からの復興に、今後、長きにわたって取り組んでいくためには、住む者が希望と誇りを持ちながら前に進んでいくことができるよう、国内外から人や企業等を引き付け、雇用を生み、地域を活性化していくことが必要不可欠であり、北海道・東北地方においては、東北復興だけでなく、日本再興の象徴となりうるプロジェクトを提案し、あるいは構想しているところです。

については、これらプロジェクトを国家プロジェクトとして位置づけるとともに、強力に推進していくため、次の事項について強く要望します。

### (1) 国際リニアコライダー（ILC）の実現

東北の北上山地が国内の建設候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、世界最先端の研究を行う多くの人材が集まる国際学術研究都市が形成され、精密実験を支える先端技術も集積するものであり、震災からの復興や地方創生、さらには日本再興に大きく寄与するものであることから、ILC国内誘致の是非に係る政府判断までのプロセス等について具体的に明示するとともに、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、ILC国内誘致の方針を早期に決定すること。

### (2) 沿岸被災地における地震・津波、防災研究の促進

震災からの復興、さらには、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくため、沿岸被災地をフィールドとした地震・津波発生メカニズム、防災に関する研究や人材育成、災害の記録や研究成果等の情報発信等に対する財政的支援を行うこと。

### (3) 三陸国際海洋研究拠点の構築

地震・津波により海洋生態系は激変しており、これまでの長年にわたる海洋生態系の知見の蓄積を生かした海洋研究や豊富な海洋資源の活用研究等を通じた海洋生態系の回復、豊かな海洋環境の再生や水産業の復興が重要であることから、長期間にわたる調査研究の実施や研究教育施設の整備などに対する財政的支援を行うこと。

### (4) 世界をリードする風力発電関連産業の集積

震災及び原子力災害からの復興に向け、東北地方を再生可能エネルギーの一大拠点とするためのシンボルとして、浮体式洋上風力発電実証研究を着実に実施し、世界をリードする浮体式洋上風力発電技術の実用化を目指すとともに、研究開発や試験評価を行う拠点を整備するなど、東北地方における風力発電関連産業の集積に取り組むこと。

### (5) 海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた研究拠点の整備

北海道・東北地方は、海洋再生可能エネルギーのポテンシャルが高い地域であり、地域のポテンシャルに応じた利用促進を図るため、実証的機能を有する研究拠点を北海道・東北地方に整備すること。

### (6) 放射光施設の整備

我が国が東日本大震災からの復興を果たすとともに、今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、ナノテクノロジーやバイオテクノロジーなど広範な分野での研究・開発を強力に支援する放射光施設の整備が有効であり、かつ放射光施設の空白域である東北地方に当該施設を整備することは、顕在化している全国的な技術開発ニーズの研究や学術的な研究の促進にとどまらず、北海道・東北地方に立地する企業の潜在需要の掘り起こしにつながることから、放射光施設を国が主体とな

り東北地方に整備すること。

(7) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果の波及

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019<sup>TM</sup>の開催は、国内におけるスポーツ振興のみならず、全世界に我が国の食や観光などの豊富な資源を発信するまたとない機会であるとともに、事前合宿の実現による各国と地域との交流や食材をはじめとする物資の提供等、被災地の復興を加速する上でも重要な機会である。

については、大会開催による様々な効果を、被災地はもとより、北海道・東北地域全体に波及させ、被災地復興の一層の加速化が図られるよう、事前合宿の誘致やスポーツ・文化の振興、さらには観光振興や国際交流の促進など、当該地域における多様な取組に対し積極的な支援を行うこと。

併せて、競技の開催に当たっては、関係自治体等連絡協議会における合意内容も踏まえながら開催自治体の負担ができるだけ軽減されるよう十分に配慮すること。

## 10. 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が平成 24 年 7 月から運用され、再生可能エネルギーの高いポテンシャルを有する北海道・東北地方においても、発電設備の導入に向けた取組が進んでいます。

一方、再生可能エネルギーの電力系統への接続に関する出力制御のルールが導入され、また、系統の空き容量が少なくなっており、複数の県においては特別高圧の空き容量がほぼない状態にあることなどから、投資判断に影響を与えることが懸念されます。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、出力抑制を可能な限り避け、系統設備の強化、蓄電池などによる電力安定化対策の促進、地域間連系線の活用などにより、接続可能量を増やしていくことが重要です。

また、環境アセスメントに係る規制等の緩和や、導入と負担のバランスに配慮した固定価格買取制度の見直し、東日本大震災の被災地の復興状況に応じた発電設備の導入支援などにより、民間投資を後押しする必要があります。

加えて、長い海岸線を有し、積雪寒冷地である北海道・東北地方に存在する潮流など海洋エネルギー、雪氷熱など再生可能エネルギー熱の活用などを促進していく必要があります。

こうした北海道・東北地方の地域特性を十分に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、地方の自主的で持続可能な社会づくりを目指す「地方創生」の観点に立った施策が必要です。

以上を踏まえ、次のとおり提言します。

- (1) 「地方創生」の観点に立ち、地域特性を十分に配慮しながら、再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速すること。

(2) 多くの再生可能エネルギー電気を受け入れられるよう、北海道・東北地方における送電線の脆弱な地域の設備強化や蓄電池など系統の安定化対策に対する支援とともに、地域間の効率的な需給調整を可能にする地域間連系線の整備など電力系統の広域的運用の強化策を国が主導して講ずること。

また、災害時の安定供給の確保及びリスク分散の観点から、太平洋側に加え日本海側にも基幹となる送電設備を設置するなど、電力供給を複線化する措置を講ずること。

(3) 系統増強が措置されるまでの間においても、既存系統を最大限活用できるよう、電源制御など系統の運用ルールの見直しを図ること。

また、系統の空き容量増加のため、設備認定が失効又は取り消された事業者に対し、系統連系接続枠の速やかな放棄を義務付ける等の仕組みを構築すること。

(4) 電力各社が算定した再生可能エネルギーの接続可能量が、「受入枠」として固定化されることのないよう、算定の前提条件及びその方法について政府による検証を行うとともに、接続可能量について拡大の方向で不断の見直しを行うこと。

(5) 現在、北海道・東北地方において国の補助事業としてS P C（特別目的会社）が行っている「風力発電のための送電網整備実証事業」が円滑に進められるよう、広域送電網の増強、実証事業者への公益特権の付与などの環境整備を図ること。

(6) 系統の空き容量が少なくなっていることや、系統接続の出力制御ルールが導入されたことに関し、発電事業者や融資を行う金融機関等に対し

て、当面の事業実現可能性を判断するために必要となる十分な情報を早急に開示するよう、電力会社への働きかけを行うこと。

(7) 再生可能エネルギー発電設備の導入促進のため、法規制等を更に緩和すること。

(8) 発電設備設置者の負担となっている系統までの連系費用を軽減できる措置を講ずること。

(9) 太陽光発電設備の設置には地域偏在が見られることから、国全体における導入と負担のバランスのは正に配慮し、最大限の導入拡大が可能となるよう制度の見直しを進めること。

(10) 風力発電や地熱発電等のようにリードタイムの長い発電事業の普及を進めるため、太陽光以外の電源で導入される「供給量勘案上乗せ措置」について、エネルギー種別ごとに、運用開始までに要する期間に応じて延長すること。

また、延長に当たっては、震災の被害が大きい地域においては、復興の進捗状況に配慮すること。

さらに、新たに導入された複数年度の買取価格設定に当たっては、地域の事業者の参入意欲を減退させるような価格設定を行わないよう配慮すること。

(11) 地域の資本や企業の参入促進につながるよう、公的債務保証制度の創設等、金融面での支援策を講ずること。

(12) 潮流・海流・波力発電など、固定価格買取制度における海洋エネルギー

一の対象範囲の拡大を図るとともに、国が選定した実証フィールド等を活用する研究機関及び企業が行う海洋エネルギーの技術開発や、関連設備の整備に対して支援を行うこと。

また、海洋エネルギーの実証や事業化に当たって必要となる海域利用調整のルールなど、沿岸域の総合的管理の仕組みを構築すること。

(13) 復興需要に対応した木材供給に伴い発生する端材や樹皮などを積極的に利用することは、被災地の復興推進にもつながるものであり、また、木質をはじめとする未利用バイオマス資源は、再生可能エネルギーとして、天候に左右されず安定的に発電できる特徴を持つものであることから、その利用を促進するため、資源の収集から活用まで、総合的な支援を引き続き講ずること。

(14) 地中熱や雪氷熱等の再生可能エネルギー熱についても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

(15) 基幹産業である農林水産業の再生・発展と太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入による災害に強いまちづくりを同時に進めるため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく取組を積極的に支援するなど、農山漁村における再生可能エネルギーの活用促進を積極的に進めること。



# 日EU・EPA交渉に 関する緊急要請



## 日ＥＵ・ＥＰＡ交渉に関する緊急要請

日ＥＵ・ＥＰＡ交渉については、5月の首脳会談において、できる限り早期の大枠合意が極めて重要であることを確認し、今後、7月の主要20カ国・地域首脳会議にあわせて首脳会談が想定されるなど、日ＥＵ・ＥＰＡ交渉は、今までに重要な局面を迎えていきます。

こうした中、日ＥＵ・ＥＰＡは、地方の基幹産業である農林水産業のみならず、経済活動や国民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、次のことを緊急に提言します。

1．日ＥＵ・ＥＰＡ交渉においては、北海道・東北地方の農林水産業が再生産可能となるよう、チーズ等の乳製品や豚肉など重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について、丁寧に情報提供を行うこと。

2．北海道・東北地方の農林水産業が将来にわたり持続的に発展していくことができるよう、経営の安定や生産基盤の整備をはじめ、生産性の向上と競争力の強化、多様な担い手の育成確保、輸出の促進など、力強い農林水産業・農山漁村づくりに向けた支援を強化すること。

特に、東日本大震災や平成28年度の台風被害からの復旧・復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、十分に配慮すること。